
平成30年大和町議会6月定例会議会議録

平成30年6月5日(火曜日)

応招議員(18名)

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 堀籠英雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀 啓君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君 |

出席議員（17名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 16番 | 大須賀啓君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 17番 | 中川久男君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 18番 | 馬場久雄君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | | |

欠席議員（1名）

| | | | |
|-----|-------|--|--|
| 13番 | 堀籠英雄君 | | |
|-----|-------|--|--|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 産業振興課長 | 文 屋 隆 義 君 |
| 副 町 長 | 浅 野 喜 高 君 | 都市建設課長 | 蜂 谷 俊 一 君 |
| 教 育 長 | 上 野 忠 弘 君 | 上下水道課長 | 熊 谷 実 君 |
| 代表監査委員 | 櫻 井 貴 子 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 三 浦 伸 博 君 |
| 総 務 課 長 | 後 藤 良 春 君 | 教育総務課長 | 小 川 晃 君 |
| まちづくり 政 策 課 長 | 千 葉 正 義 君 | 生涯学習課長 | 櫻 井 和 彦 君 |
| 財 政 課 長 | 千 坂 俊 範 君 | 総 務 課 危 機 対 策 室 長 | 蜂 谷 祐 士 君 |
| 税 務 課 長 | 千 葉 喜 一 君 | 税 務 課 徴 収 対 策 室 長 | 遠 藤 秀 一 君 |
| 町民生活課長 | 村 田 良 昭 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 塚 弘 志 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 内 海 義 春 君 | 公 民 館 長 | 阿 部 昭 子 君 |
| 保健福祉課長 | 櫻 井 修 一 君 | | |

事務局出席者

| | | | |
|--------|-----------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 浅 野 義 則 | 議事庶務係長 | 本 木 祐 二 |
| 次 長 | 野 田 美 沙 子 | | |

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 会

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻には早いのでありますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから平成30年大和町議会6月定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番槻田雅之君及び6番門間浩宇君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から6月8日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から6月8日までの4日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 (馬場久雄君)

諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

定例議会に先立ちまして諸般の報告でございますが、諸般の報告につきましては、一般会計と宮床財産区特別会計につきましての繰越明許に関する件、また大和町水道事業会計につきましての予算繰り越しの件、そして先般総会がありましたけれども、株式会社大和町地域振興公社決算につきまして、それぞれ担当から説明、報告申し上げますので、よろしく願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、お手元の諸般の報告の資料に従いましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

一般会計の繰越明許費繰越計算書でございます。3月定例会議におきまして、平成30年度へ繰り越して使用いたします繰越明許費につきまして議決を頂戴しているところでございます。この繰り越しの内容を明示しました繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

2 ページに繰越明許費として議決いただいた項目を記載してございます。一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。計算書には、繰り越した款項の区分、事業名、議決をいただきました金額、翌年度繰越額、この繰越額の財源内訳を記載させていただいてございます。

2 ページ、下段の合計欄をごらんいただきたいと思います。

議決を賜りました繰越事業は13事業で、金額につきましては1億7,492万6,000円でございます。このうち実際に翌年度へ繰り越しいたしましたものは、一番下の事業を除きました12事業、翌年度繰越額の合計額は1億4,684万9,000円となったものでございます。

その財源内訳といたしましては、これから入ってまいります未収入特定財源といたしまして国庫支出金が4,070万9,000円でございます。一般財源につきましては、1億614万円となっております。

それぞれの事業の完了予定につきましては、資料の上から、子育て支援住宅整備事

業が30年10月31日、農業振興地域整備計画変更業務が6月30日、旗坂野営場ブローア配管修繕工事が5月31日、舗装修繕工事（町道台ヶ森線）は4月25日、橋りょう点検業務につきましては5月31日、橋りょう詳細設計及び下部工影響評価業務は9月29日、河川改修工事（準用河川明ヶ沢川）は7月30日、防災Wi-Fi機器等設置工事は9月30日、吉岡小学校基本構想調査検討業務は6月29日、農業用施設災害復旧事業は平成31年3月31日、道路災害復旧工事（町道三ヶ内大角線）は30年8月31日、河川災害復旧工事（準用河川山田川）は12月28日でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

宮床財産区特別会計の繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計と同様に報告をさせていただくものでございます。

4ページをお願いいたします。

繰越事業につきましては、森林総合研究所分収造林管理事業の1事業でございます。議決を賜りました金額につきましては、341万3,000円でございます。このうち実際に翌年度へ繰り越した額につきましては、341万2,800円となったものでございます。完成予定は7月31日でございます。

以上、繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

水道事業会計の予算繰越計算書につきまして報告させていただきます。

平成29年度大和町水道事業会計予算につきまして、別紙繰越計算書のとおり平成30年度に繰り越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

平成29年度大和町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款、項、資本的支出、建設改良費でございます。事業名、移設1号平成29年度車橋架替に伴う配水管等移設工事でございます。予算計上額2,268万円でございます。繰

越額2,268万円でございます。財源内訳でございますが、過年度損益勘定留保資金でございます。

説明といたしまして、建設改良工事の工事延長に伴う繰り越しでございます。この事業でございますけれども、県事業であります県道塩釜吉岡線、鶴巣鳥屋地内の車橋架替工事に伴います水道配水管等の移設工事で、工期を平成29年7月13日から平成30年3月30日までとしていたものでございます。宮城県におきましての主な工事内容が橋梁本体工事と取付道路工事となっておりますが、橋梁本体工事は完工しております。しかし、取付道路工事におきまして入札不調のため県において繰り越しとなったことにより、本工事も繰り越しを余儀なくされたものでございまして、繰り越し後の工期を本年9月28日までといたしたものでございます。

なお、本工事につきましては、県の契約も本年3月28日に整ってございまして、現場等において担当者による打ち合わせを数回実施しているものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、まちづくり政策課から平成29年度株式会社大和町地域振興公社決算につきましてご報告申し上げます。

7ページをお願いします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊決算書のとおり報告するものでございます。なお、決算報告書につきましては、平成30年5月29日に開催されました地域振興公社定期株主総会におきまして承認されたものでございます。

それでは、別冊の平成29年度決算報告書、株式会社大和町地域振興公社をお願いします。1ページをお願いします。

初めに、第26期事業報告でございます。第26期事業につきましては、事業計画に基づきまして事業を執行してまいり、目標をほぼ達成することができたところでございます。

その概要でございますが、町からの受託事業でありますセツ森湖畔公園などの施設管理事業で4,209万6,000円、都市公園などの指定管理者業務で3,449万3,000円、町民研修センター・体育センター受付、日直巡視業務で506万1,000円、受託外業務で960

万2,000円、町道の維持管理業務で1,559万1,000円、収益事業では地場産品売上手数料、自動販売機売上手数料など合わせまして552万1,000円の販売額となったところでございます。

受託事業につきましても、施設の万全を期すとともに、公園・施設の補修等を実施し、快適に利用してもらうための公園づくりに留意してきたところでございます。

そのほか、町道や緑地・施設の除草、伐採業務、除雪業務など38件の受託外業務を行ったほか、台風等による道路冠水などの緊急的な作業にも対応してきたところであります。また、蜂の巣駆除や殺虫剤散布などについても依頼があり、その対応をしたところでございます。

観光振興につきましては、「花まつり」、「まほろば夏まつり」、「たいわ産業まつり」に協力参加をいたしましたところでございます。

その結果、営業収支で1,189万5,000円の当期純利益を計上することができたものでございます。

次に、2の会議等の開催状況でございます。取締役会、定期株主総会につきましては、記載のとおり開催されたものでございます。

一番下の3につきましては、第26期の役員名簿でございます。

続きまして、決算報告でございます。

3ページの貸借対照表をお願いします。

初めに、資産の部でございます。流動資産につきましては、現金・預金が1億3,967万8,546円、棚卸資産とその他流動資産を合わせまして流動資産合計で1億4,777万7,945円となったものでございます。

次に、固定資産につきましては、有形固定資産と無形固定資産を合わせまして固定資産合計が572万8,764円となり、資産の部の合計が1億5,350万6,709円となったところでございます。

表の右上の負債につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして合計が2,806万9,377円となっております。

純資産につきましては、株主資本のうち資本金が1,250万円、利益剰余金につきましては、更新が400万円、社屋建設積立金が6,000万円、繰越利益剰余金が4,893万7,332円で、そのうち当期利益につきましては1,189万5,189円でございます。合計が1億1,293万7,332円、純資産の部の合計は1億2,543万7,332円となっております。

この結果、負債・純資産の部の合計は1億5,350万6,709円となったものでございます。

次に、4ページの損益計算書でございます。

初めに、経常損益の部でございます。売上高計が1億1,240万7,781円、売上原価計が207万5,166円でありましたことから、売上総利益につきましては1億1,033万2,615円となったものでございます。販売費・一般管理費は9,368万1,859円となりましたことから、営業利益につきましては1,665万756円でございます。営業外収益が8万2,468円、営業外費用はございませんでしたので、経常利益は1,673万3,224円となったところでございます。

特別損益につきましては、退職手当金の戻し入れが41万1,328円の特別利益、特別損失1,000円を差し引き、税引き前の当期利益につきましては1,714万4,551円、法人税等を差し引きました当期の利益につきましては1,189万5,189円となったところでございます。

5ページをお願いします。

販売費及び一般管理費につきましては、損益計算書にも記載しております額についてそれぞれの科目の予算、決算額等をお示しいたしております。一番下の予算総額1億616万円に対しまして、決算額9,368万1,859円となったところでございます。

次に、6ページをお願いします。

6ページにつきましては、監査報告書となっております。

7ページにつきましては、平成30年度第27期の事業計画書でございます。

8ページをお願いします。

8ページにつきましては、事業計画に基づきます収支見込書、次の9ページにつきましては、平成30年度の販売費及び一般管理費となっております。

以上、大和町地域振興公社の決算についてご報告させていただきました。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

これで、町長の報告を終わります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承いただきます。

次に、町長より行政報告があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成30年大和町議会 6 月定例会議の再開に当たりまして行政報告を申し上げます。

初めに、認可保育所設置運営事業募集の経過でございますが、3月9日から募集要項を配布しておりましたところ、受付期限の4月25日までに1事業者から応募がございました。資格審査、書類審査を経て、5月9日に認可保育所設置運営事業者選考委員会を開催し、応募事業者に出席を求めて面接審査を行い選考の結果、設置運営事業者を決定したところでございます。詳細につきましては、本日の全員協議会でご説明いたしますが、今定例会議に提出いたしました一般会計補正予算に設置事業者に対します保育所整備補助金を計上いたしているところでございますので、よろしく願いいたします。

次に、8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物処理につきましては、5月16日の全員協議会におきまして試験焼却対象物の廃棄物についての収集運搬計画をご説明いたしておりましたが、計画どおり21日から環境管理センターに搬入し、翌日の22日午前零時過ぎから試験焼却を開始いたしました。22日から毎日1トンずつ5日間1クール試験焼却を行ったところでございますが、測定している空間放射線量に異常は見られず焼却も問題なく進んでおります。黒川地域行政事務組合では、今後詳細な分析を行うこととしており、安全性が確認されれば2クール目の試験焼却を引き続き行うこととしております。

次に、5月末現在の水稻生育状況についてであります。育苗から田植えまでの期間が比較的良好な天候で推移いたしましたことから、田植え作業は順調に進み、県の概況発表では平年より1日遅く田植え終期を迎えたとのことであります。田植え後の生育もおおむね良好であると判断しているところでありますが、これから梅雨の季節を迎えるに当たり、昨年のような不順な天候とならないようお願いいたします。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第3号から報告第8号までにつきましては、専決処分を行ったことに対しまして報告をいたすものであります。

まず、報告第3号から第5号は、3月定例会議時の全員協議会におきましてご説明いたしました国の税制改正法案が可決成立したことにより、大和町税条例、大和町都市計画税条例、大和町国民健康保険税条例をそれぞれ改正したものでございます。

報告第6号及び第7号は、平成29年度の各種会計補正予算についてであります。

報告第6号の一般会計につきましては、662万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を

102億5,074万5,000円といたしたものであります。歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税の額の確定に伴い、財政調整基金繰入金から地方交付税への財源振替やその他の収入確定によります調整を行っております。歳出につきましては、各種事務事業費の確定によります減額措置等をいたしております。

報告第7号の水道事業会計につきましては、一般会計からの繰出金及び企業債の確定により、収益的収入及び資本的収入にそれぞれ減額措置をいたしたものであります。

報告第8号につきましては、公用車の交通事故に関して損害賠償の額を定め和解したものであります。

議案第44号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い所要の改正が必要なことから、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正を行うものであります。

議案第45号は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い所要の改正が必要なことから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第46号一般会計補正予算につきましては、2億3,313万円を追加し、歳入歳出の総額を105億8,513万円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費に特別職報酬等審議会の開催回数の増加に要する経費を追加措置し、民生費には介護保険事業勘定特別会計への繰出金、障害者福祉システム及び児童手当システムの改修に要する経費、保育所整備にかかわる補助金を追加措置するものであります。

土木費につきましては、防衛省補助事業として町道前河原熊谷線の増工等に対する経費を、都市計画費に岩倉地区の市街化区域編入保留解除申請に要する経費等を追加措置するものでございます。

教育費につきましては、大和中学校及び北目レクリエーション広場の維持管理に要する経費、8月に開催されます東北総体の自転車ロードレース競技立哨協力に要する経費等を追加措置するものであります。

以上が歳出の主な概要でございますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、国庫支出金に保育所等整備交付金等を追加し、寄附金等による収入のほか、平成29年度からの繰越金により財源調整を行うものであります。

次に、特別会計についてであります。議案第47号介護保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、介護支援専門員の賃金等を追加措置するものであります。

議案第48号は、宮床児童館新築工事について請負契約の締結に当たり議会の議決を

お願いするものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。今議会期間中に人事案件にかかわる議案を追加させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞ慎重にご審議をいただきご可決賜りますようお願い申し上げます。報告といたしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第 3 「報告第 3 号 専決処分の報告について（大和町税条例等の一部を改正する条例）」

議長 （馬場久雄君）

次に、日程第 3、報告第 3 号 専決処分の報告について（大和町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

おはようございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

議案書 1 ページをお願ひいたします。

報告第 3 号 専決処分の報告についてでございます。大和町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第 2 項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決事項について、別紙のとおり平成 30 年 3 月 31 日に専決処分したものでございます。

2 ページをお願ひいたします。恐れ入りますが、別冊の条例議案説明資料の 1 ページ、報告第 3 号関係の新旧対照表もあわせてお願ひいたします。

今回の一部改正につきましては、3 月定例会議中に開催をいただきました議会全員協議会におきましてご説明を申し上げました平成 30 年度税制改正大綱に沿った改正でございます。平成 30 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き 4 月 1 日から施行がされたところであり、平成 30 年度課税に支障のないように対応いたすために改正したものであります。また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておまして、その準則

にのっとして今回の一部改正の専決処分をさせていただいたところであります。

それでは、大和町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。

法の一部改正によります施行期日の関係から、本条例におきましては6つの条に分けた形での改正となります。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず、第1条関係の改正でございます。

初めに、第20条の改正につきましては、第48条の法人町民税の申告納付、第52条の法人町民税に係ります納期限の延長の場合の延滞金の改正によりまして引用条項の改正を行ったものでございます。

続きまして、第23条第1項の改正につきましては、文言の見直しを行ったものでありまして、第52条の改正規定までの部分におきましても同様の改正を行っております。第23条第3項の改正におきましては、みなし法人について第48条の第10項から第12項の申告書の電子情報処理組織エルタックスによる申請の規定は適用されないため所要の改正を行ったものでございます。

2ページに係ります第24条第1項の改正につきましては、非課税限度額を10万円引き上げるもの、第2項の改正は控除対象配偶者の定義変更によるもの、また、非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

次に、第34条の2の改正につきましては基礎控除について、3ページの第34条の6は調整控除において所得2,500万円以下とする要件を設けるものでございます。

第36条の2の改正は、所得税法の改正に伴います配偶者特別控除の定義を加えるものでありまして、4ページの第2項の改正につきましては、法施行規則の改正によります引用条項の改正を行ったものでございます。

5ページをお願いいたします。

同条第9項の改正につきましては、第8項を削ることにより1項繰り上げるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第47条の5の第3項の改正につきましては、年金所得に係ります特別徴収義務者の読みかえ規定の整備をしたものでございます。

第48条第1項は、この条に10項、11項が新設されることに伴う改正でございます。また、7ページに係ります第2項及び第3項の改正につきましては、租税特別措置法の一部改正により控除すべき額を法人税割から控除することについて規定するもの、

第4項につきましては、第2項において内国法人の定義づけがされていることに伴う改正でございます。

8ページをお願いいたします。

第10項から9ページの第12項を新設する改正につきましては、資本金1億円以上の特定法人は申告書の提出を電子情報処理組織エルタックスによることを義務づけるとともに、所要の措置を規定するものであります。

第52条に第2項、第3項、10ページになります第5項及び第6項を新設する改正につきましては、法人町民税に係ります納期限の延長の場合の延滞金について修正申告、増額更正があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第4節たばこ税に関する改正でございます。たばこ税につきましては、複数年をかけて隔年10月に改正を行うものでございます。

まず、第92条を第92条の2といたしまして新たに第92条として製造たばこの定義を設け、地方税法と同様に加熱式たばこの区分も設けるものであります。

12ページをお願いいたします。

第93条の2を新設することにつきましては、一般的な加熱式たばこは葉たばこを直接加熱するものでありますが、加熱により蒸気となるグリセリンなどの溶液、その他の物品、またはこれらの混合物を充填したものについても加熱式たばこみなす規定となるものでございます。

第94条につきましては、第92条を新設したことによります条ずれを、第2項につきましては、既に第92条でその表現が規定されているものを改めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

新設する第3項につきましては、加熱式たばこに係ります紙巻たばこの本数換算を規定したものでございます。この改正は34年10月までの5年をかけて移行するものでありまして、この期間中、新課税方式による紙巻たばこへの換算を5分の1ずつふやしていくものでございます。第1号が重量をもって換算する部分の激変緩和措置、第2号が重量をもって換算する部分でフィルター等を除いたもの、第3号が価格をもって換算する部分の規定となるものでございます。

14ページをお願いいたします。

新設する第5項、第7項から第10項までにつきましては、加熱式たばこを紙巻たばこに換算する際の細部について政令と同様の規定を設けたものでございます。

第95条につきましては、通常の紙巻たばこの税率の改正を行うものであり、今後3段階をかけて改正を行うものでございます。平成31年10月は消費税の引き上げが予定されているため、たばこ税の改正はなく、32年に2回目、33年に3回目の改正がされるものでございます。

15ページをお願いいたします。

続きまして、附則の改正でございます。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例及び次ページの第4条の納期限の延長に係る延滞金の特例の改正につきましては、本則の改正におきまして条、項の新設等により引用条項にずれが生じたものに対する改正でございます。

17ページをお願いいたします。

第5条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の限度額の引き上げに伴う改正でございます。

第10条の2につきましては、固定資産税の償却資産等の課税標準を軽減するわがまち特例に関する規定の改正でございます。初めに、改正前の第3項につきましては、法改正により引用する土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設の特例が廃止されたことにより削るものであります。第7項から次ページの第11項の改正につきましては、引用する法附則第15条第29項、第30項、津波防災地域づくりに関する法律関係が細分化されたことによる改正でございます。第14項から第21項につきましても、引用する法附則第15条32項、こちらは電気事業者における再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法関係が細分化されたことにより改正でございます。いずれの特例につきましても条例で定める割合につきましては、法で定める参酌割合としているものでございます。第26項につきましては、生産性向上特別措置法に基づきます中小企業の一定の設備投資につき、30年度から32年度の集中期間に限り最初の3年間をゼロとする規定を新設するものでございます。その他引用する法の条項の改正、本条の項の削除、追加による繰り下げ、繰り上げの改正もあわせて行ったものでございます。

21ページまでの第10条の3につきましては、法及び関係省令等の改正に伴います引用する条項の改正を行ったものでございます。新設いたします第12項につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設するものでありまして、該当する施設において固定資産税額を2年間3分の1に相当する額を減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

第11条の2から24ページの第13条までにつきましては、固定資産税の負担調整措置について規定しているものでございます。平成30年度が3年に一度の評価がえの年であり、これまでも評価がえに際しましては負担調整措置に関して必要な措置を講じてきたことから、現行の仕組みを3年間延長するための関係規定を改正するものでございます。

第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例について、その期間を3年間延長する改正でございます。

25ページをお願いいたします。

第17条の2につきましては、法改正に伴い引用条項の改正を行ったものでございます。

続きまして、議案書は11ページとなります。新旧対照表につきましては26ページをお願いいたします。

第2条関係の改正でございます。

初めに、第94条第3項につきましては、平成31年10月に施行される加熱式たばこを紙巻たばこへ換算する場合の2年目の経過措置となり、換算した本数に乗じる割合を0.2ずつ増減する改正を行うものでございます。

次に、附則第10条の2につきましては、生産性向上特別措置法に基づく特例措置が創設され、現行の中小企業等経営強化法に基づく特例措置が廃止されることに伴い、法の改正により平成30年度末で法附則第15条第43項が廃止となるために、引用条項の改正を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

第3条関係の改正でございます。第3条関係の改正につきましては、平成32年10月に施行するたばこ税の部分となるものでございます。

第94条第3項につきましては、加熱式たばこを紙巻たばこへ換算する場合の3年目の経過措置となり、第2条関係と同様に0.2ずつ増減する改正でございます。あわせて、同項第3号の改正は所得税法の改正による引用条項の整理を行ったものでございます。

第95条の改正は、通常の紙巻たばこの税率改正を3回に分けて行うこととしたものの2回目の改正の部分でございます。

28ページをお願いいたします。

第4条関係の改正でございます。第4条関係の改正につきましては、平成33年10月に施行する分でございます。

第94条第3項につきましては、加熱式たばこを紙巻たばこへ換算する場合の4年目の経過措置となるものであり、第3条関係と同様に0.2ずつ増減する改正、あわせまして、第3号におきましては引用条項の整理を行ったものでございます。

第95条の改正は、通常の紙巻たばこの税率改正を3回に分けて行うこととしたものの最後の改正でございまして、現在の税率からすると合計で1,290円の増となるものでございます。

議案書につきましては12ページとなります。新旧対照表は29ページをお願いいたします。

第5条関係の改正でございます。第5条関係の改正につきましては、平成34年10月に施行する部分となります。この条例の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数換算の5年かけた経過措置が終了することによる所要の改正を行うものでございます。

第94条第3項につきましては、激変緩和の観点から第1号に現在の換算方法を規定しておりましたが、経過措置期間が終了したことに伴い削除し、第93条の2及び第94条全般にわたり関係規定部分の整理を行ったものでございます。この改正によりまして、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算につきましては、重量と価格の要素が1対1となるものでございます。

31ページをお願いいたします。

第6条関係の改正でございます。第6条関係の改正につきましては、平成27年3月31日交付の条例第18号の大和町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則第5条につきましては、町たばこ税に関する経過措置を定めたものでございます。旧3級品の紙巻たばこの税率は平成31年4月に引き上げが予定されておりましたが、これを旧3級品以外の引き上げと同時期の平成31年10月に延期するものでございまして、関係する規定を整理するものでございます。

32ページの第13項につきましては、平成31年10月1日以降の手持ち課税の取り扱いを規定しており、今回のたばこ税改正によります3級品以外と旧3級品との差額の規定を改正するものでございます。

議案書の13ページにお戻りをお願いいたします。

附則でございます。

第1条といたしまして施行期日でございます。この条例は原則平成30年4月1日から施行するものでありますが、次の各号に掲げる規定につきましては当該各号に定め

る日から施行するものでございます。

まず、第1号は、第1条関係によります改正規定及び附則の中のたばこ税に関する改正規定、第6条によります改正規定及び附則第5条から第7条までにつきましては平成30年10月1日から施行するものでございます。

次に、第2号につきましては、第1条関係によります改正規定及び附則の中の個人町民税の申告に係る部分につきましては、平成31年1月1日から施行するものでございます。

第3号につきましては、第2条関係によります改正規定中たばこ税を除いた部分及び附則第4条につきましては31年4月1日からの施行、第4号は第2条関係による改正規定中たばこ税に関する部分を平成31年10月1日からの施行とするものでございます。

第5号につきましては、第1条関係による改正規定中法人町民税の申告等に係る改正規定及び1条第4項につきましては、平成32年4月1日から施行するものでございます。

第6号につきましては、第3条関係による改正規定及び附則第8条、第9条のたばこ税に関して平成32年10月1日からの施行とするものでございます。

第7号につきましては、第1条関係による改正規定及び附則の中の町民税の非課税の範囲及び所得控除、調整控除に関する改正規定につきましては平成33年1月1日から施行するものでございます。

第8号につきましては、第4条関係によります改正規定及び附則第10条、第11条のたばこ税に関して平成33年10月1日からの施行とするものでございます。

第9号につきましては、第5条関係によります改正規定、たばこ税率改正の経過措置が終了により平成34年10月1日からの施行とするものでございます。

第10号は、第1条関係によります改正規定中、生産性向上特別措置法に基づく中小企業の一定の設備投資にかかわるわがまち特例につきましては、生産向上特別措置法の施行の日とするものでございます。

次に、14ページに係ります第2条といたしまして、町民税に関する経過措置でござい

ます。
第1項は、前条第2号に掲げる規定による改正後の税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成31年度以降の個人の町民税に適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

第2項は、前条第2号につきましては、第1項と同様に平成33年度以後に適用し、

平成32年度分までの個人の町民税につきましては、なお従前の例によるものでございます。第3項及び第4項につきましては、法人町民税の適用について定めたものであります。

次に、第3条といたしまして固定資産税に関する経過措置でございます。

第1項は、原則平成30年度以降の固定資産税に適用し、平成29年度までの固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。第2項から第6項までにつきましては、わがまち特例に関しての適用について定めたものでございます。

15ページをお願いいたします。

第4条につきましては、わがまち特例について改正前の法附則第15条第43項に規定する中小事業者が取得した機械装置についての適用について定めたものでございます。第5条から17ページの第7条までにつきましては、平成30年10月1日施行に係りますたばこ税に関して、第8条及び19ページまでの第9条につきましては、平成32年10月1日施行に係りますたばこ税に関してでございます。第10条及び第11条につきましては、平成33年10月1日施行に係りますたばこ税に関しての取り扱いを定めたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。再開は11時7分から行います。

午前10時57分 休 憩

午前11時07分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

千葉課長のほうから訂正があるということで許します。税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

大変申しわけございませんでした。

ただいまご説明させていただきました税条例の一部を改正する条例の中の新旧対照

表の29ページをお願いいたします。

第93条の2の条例の中で下から5行目になります「施行規則第P条」と印刷されておりまして大変申しわけありませんでした。これが「施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し」というものになります。大変申しわけありませんでした。このP条の部分を「第8条の2の2」に訂正していただきますようお願いいたします。大変申しわけありませんでした。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第3号 専決処分の報告について（大和町税条例等の一部を改正する条例）を終了いたします。

日程第4「報告第4号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それでは、議案書の22ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の報告についてでございます。大和町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり平成30年3月31日に専決処分いたしましたものでございます。

議案書23ページをお願いいたします。あわせて条例議案説明資料の33ページ、報告第4号関係新旧対照表もあわせてお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、平成30年度税制改正に伴います地方税法等の一部改正により引用条項の追加などに伴う改正でございます。法の一部改正によります施行期日の関係から、本条例につきましても2つの条に分けた形での改正となるもので

ございます。

初めに、第1条関係の改正でございます。

第1条関係の改正につきましては、新たに附則第6項を加えますことから、法令準則にのっとりた改正書式として附則の最終項から順次改正を行っているところでございます。なお、新旧対照表につきましては、第1項から順次示させていただいているところでございます。

新旧対照表の36ページをお願いいたします。

改正後の附則第15項から附則第17項につきましては、法改正によります引用条項の改正及び項番号の繰り下げでございます。附則第13項を第14項とする改正につきましては、法改正によります項番号のずれによる項番号の繰り下げでございます。附則第13項につきましては、固定資産税と同様に3年に一度の評価がえに当たり、負担調整の期間を3年間延長するための改正でございます。

35ページをお願いいたします。

附則第12項につきましても、同様に負担調整の期間を3年間延長し、引用する法及び条の改正でございます。

34ページをお願いいたします。

附則第7項から次ページの第11項までにつきましても、負担調整期間を3年間延長し、法改正に伴います引用条項の改正及び項番号の繰り下げでございます。

33ページをお願いいたします。

附則第5項の次に1項を加えるものとして、税条例附則10条の3の改正と同様に、都市計画税におきましてもバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を設けるものでございます。

続きまして、議案書24ページ、新旧対照表につきましては37ページをお願いいたします。

第2条関係の改正でございます。

第2条関係の改正につきましては、税条例と同様に、法改正により現行の中小企業等経営強化法に基づく特例措置が廃止されることに伴い法附則第15条第43項が削除され、引用する条項を改正するものでございます。

議案書の25ページにお戻りをお願いいたします。

附則でございます。

第1項、施行期日につきましては、原則平成30年4月1日から施行するものでありますが、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するも

のでございます。第1号が、第2条改正によります改正規定につきましては平成31年4月1日から、第2号が、附則第16項の改正規定につきましては都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日からするものでございます。

第2項の経過措置といたしまして、この条例による改正後の大和町都市計画税条例の規定につきましては、平成30年度以後の年度分の都市計画について適用し、29年度分までの都市計画税につきましては、従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第4号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）を終わります。

日程第5「報告第5号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

続きまして、日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

議案書26ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告についてでございます。大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり平成30年3月31日に専決処分いたしましたものでございます。

議案書27ページをお願いいたします。あわせて条例議案説明資料の38ページ、報告第5号関係大和町国民健康保険税条例新旧対照表もあわせてお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険税に係ります平成30年度の税制改正に伴います改正でございます。

新旧対照表38ページをお願いいたします。

第2条第2項の改正につきましては、基礎課税額に係ります限度額を現行の54万円を4万円引き上げ58万円とするものであります。この額を引用する第23条の改正につきましても、同様に引き上げるものでございます。

次のページの第23条第2項の改正につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万円から27万5,000円に、同条第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯につきましても同様に現行の49万円から50万円に引き上げ、軽減の対象となる世帯の範囲が広がるものでございます。

第24条の2第2項の改正につきましては、文言の整理を行ったものでございます。議案書27ページにお戻りをお願いいたします。

附則でございます。第1項の施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。第2項の適用区分につきましては、改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第5号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を終わります。

日程第6「報告第6号 専決処分の報告について（平成29年度大和町一般会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（平成29年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、引き続き議案書28ページをお願いいたします。あわせまして、平成29年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書（専決第4号）と記載がある資料も準備をお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年度大和町一般会計補正予算につきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

ページ中ほど、専決処分書のとおりでございまして、処分日につきましては平成30年3月30日でございます。

29ページをお願いいたします。

平成29年度大和町一般会計補正予算（専決第4号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ662万5,000円を減額いたしまして、予算の総額を102億5,074万5,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては第1表、30ページから32ページになってございます。

第2条につきましては、地方債の変更でございます。

第2表でございますが、33ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。内容は変更でございまして、事業費の確定によりまして水道会計出資金の限度額を1,380万円から1,240万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還額につきましては、従来のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

1款1項町民税2目法人1節現年課税分につきましては、収納状況を勘案の上、財源調整といたしまして6,969万4,000円を追加計上するものでございます。

2款地方譲与税から4ページの10款地方特例交付金につきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして増減の措置をいたしましたものでございます。10項目ほどあるわけでございますが、合計では9,262万7,000円の追加となっております。

続きまして、4ページの11款地方交付税でございます。こちらにつきましても額の確定によるものでございますが、普通交付税及び特別交付税につきましては減額、震災復興特別交付税は増額でございまして、合わせまして3億9,439万2,000円を追加措置するものでございます。

15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、過年災害に係る負担金を当該年度に受け入れをいたしましたものでございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業の

確定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

同じく15款でございます。8目農林水産業費国庫補助金につきましては、試験焼却の時期がずれ込みましたことに伴いまして放射性物質汚染廃棄物処理事業費を減額いたすものでございます。

18款寄附金1項1目総務費寄附金につきましては、2件の寄附があったものでございます。3目教育費寄附金につきましては、教育振興といたしましての寄附があったものでございます。4目ふるさと寄附金につきましては、前回の補正以後寄附のあったものを追加措置したものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、財源の見通しが立ちましたことから全額を戻し入れることとしたものでございます。

21款諸収入5項雑入3目雑入につきましては、小鶴沢処理場関連受託事業の事業費確定による減額、その他の収入につきましては、樋場橋撤去に伴う鉄くず並びに作業用機械の売払代金を計上いたしましたものでございます。

22款町債につきましては、先ほどの議案書でご説明申し上げました水道会計出資金の変更により140万円の減額となったものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、6ページの歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費3目財政管理費につきましては、8節の報償費につきましては、ふるさと寄附事業の返礼品につきまして寄附額の増加により購入代金を追加するものでございます。11節需用費は消耗品の購入実績がなかったことにより減額するもの、12節役務費につきましては返礼品の運送料、ポータルサイトの広告料、クレジットカード決済手数料等の確定によりまして減額をするものでございます。25節積立金は、返礼品等経費を控除いたしました寄附金のふるさと応援基金への積み立てを措置したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金につつま

しては、通知カード及び個人番号カード関連の委託を地方公共団体情報システム機構のJ-LISへの委託交付金の精査を行いまして減額補正を行ったものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。24節投資及び出資金、28節繰出金につきましては、水道事業会計の確定に伴います出資及び補助の減額補正をお願いするものであります。

よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、5款1項4目畜産業費であります。

7ページ目をお願いいたします。

畜産振興総務費11節需用費の消耗品費及び13節委託料は、福島第一原子力発電所事故による農林業系汚染廃棄物処理に係るものでありますが、次年度に事業の持ち越しをしたため、合わせて202万2,000円の減額をいたしましたものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、同じく7ページでございます。

7款土木費3項河川費1目河川費であります。15節工事請負費でございます。鶴巢小鶴沢小西川河川改修関連の寺ノ沢水路工事の精算に伴います減額補正であります。既設コンクリート水路との接続部分において当初ますにより接続することとしており

ましたが、製品の区割りからますが不用となったことから、そのますについて減額となったものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

9款1項2目事務局費についてご説明申し上げます。

事務局運営費の25節積立金につきましては、ご寄附をいただきました20万円を学校教育振興基金へ積み立てを行ったものです。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、報告第6号 専決処分の報告について（平成29年度大和町一般会計補正予算）を終了します。

日程第 7「報告第 7号 専決処分の報告について（平成29年度大和町水道事業会計補正予算）」

議 長 （馬場久雄君）

続きまして、日程第7、報告第7号 専決処分の報告について（平成29年度大和町水道事業会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）

それでは、議案書34ページをお願いいたします。

報告第7号であります。

専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、平成29年度大和町水道事業会計補正予算につきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

専決処分につきましては、同ページ中ほどの専決処分書のとおりでございまして、専決処分日は平成30年3月30日といたしたものでございます。

次の35ページをお願いいたします。

平成29年度大和町水道事業会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条、総則でございます。平成29年度大和町水道事業会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入であります。平成29年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業収益でございます。16万円を減額いたしまして、合計を9億9,712万3,000円といたしまして、第2項営業外収益からも同額を減額し、合計を2億1,331万9,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入でございます。予算第4条本文括弧書中、1億6,229万7,000円を1億6,369万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億1,229万7,000円を1億1,369万7,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入から140万円を減額いたしまして合計を9,386万円とし、第2項出資金からも同額を減額いたしまして、合計を3,378万2,000円とするものでございます。

事項別明細書、水道事業会計（専決第1号）11ページをお願いいたします。

平成29年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入、1款水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金、節で一般会計補助金でございますが、職員の児童手当分が減額となったものでございます。

資本的収入でございます。1款資本的収入2項1目出資金でございますけれども、松坂配水池耐震補強工事の事業確定に伴いまして一般会計からの出資金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第7号 専決処分の報告について（平成29年度大和町水道事業会計補正予算）を終了します。

日程第8「報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第8、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、議案書36ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、平成30年5月16日に次のとおり専決処分を行ったものでございます。

1、専決処分の事項です。地方自治法第96条第1項第12号及び13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることにより専決処分を行ったものでございます。

相手方でございますが、記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、平成30年4月10日午後1時20分ごろ、大和町吉岡南二丁目28番地の4、大和町水道事業所駐車場内において大和町の職員が大和町水道事業所車庫から公用車を後退させた際に、公用車後部を駐車場内に駐車中の相手方所有の車両後部に接触させたものであります。損害は、公用車の右後部ランプ及びバンパーを損傷し、相手方である車両は後部バンパーが損傷したものであります。

損害賠償額でございます。大和町と相手方は過失割合を大和町が100%、相手方が0%とし、大和町は相手方に対しまして車両の損害額18万3,661円を支払うものとするものでございます。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

以上で、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を終了します。

議 長 （馬場久雄君）

引き続き、日程第9、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

通告に従いまして一般質問を開始させていただきます。

各種基金の有効活用について。

町には普通会計に13の基金があるが、有効に活用されていないと感じている。以下に町長にお伺いします。

1) ふるさと応援基金、いわゆるふるさと納税でいただいた資金の具体的な活用計画は。

2) ふるさと創生基金、いわゆるふるさと創生事業で1988年から1989年にかけて各市町村に対して地域振興のために交付されたものであるが、残金が約300万円あるが、活用計画は。

3) 学校教育振興基金の使用目的が、学力向上に限定されていることに違和感を覚えます。使用目的を、学力向上を初めスポーツ、文化振興など広範囲にすべきである。積極的に夢をかなえようと活動する児童生徒を応援することは、自己肯定感を養うことに通じ、学校教育の重要な要素であると考えているが、町長の考えは。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの千坂議員の質問でございます。基金の有効活用についてのご質問でございますが、初めにふるさと応援基金につきましてお答えをいたします。

ふるさと寄附は、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、寄附金税額控除が改正されたことにより導入されたものでございます。

本町におきましては、同年12月に公布し翌年から施行したふるさと寄附条例及び応援基金条例により始まったものでございますが、各年度の寄附金は基金に積み立てて一定の額となりましてから活用することといたしまして、平成27年度までの累計は

335万3,000円となっております。その後、寄附額に応じて返礼品の送付を始めました平成28年度に2,090万9,000円、平成29年度に1,123万7,000円を積み立て、平成29年度末残高は3,549万9,000円となったところでございます。

寄附金の使途につきましては、ふるさと寄附条例第2条におきまして、1号、自然が豊かでひとと産業が元気なまちづくり、2号、子どもや高齢者に優しい安心なまちづくり、3号、安全で快適な生活のある便利なまちづくりに関する事業から指定すると規定されております。

平成30年度の予算の編成方針に同基金の活用を掲げたところでありますが、適当な充当事業がない状況でございました。今後は具体的な活用事例を示して予算措置を図るように努めてまいります。

次に、ふるさと創生基金についてでございます。

同基金は、全国の交付税交付団体に対して一律に昭和63年度に2,000万円、平成元年度に8,000万円が普通交付税に自ら行う地域づくり事業、いわゆるふるさと創生1億円事業として算定されたことにより、同基金を設置し事業を実施したものでございます。

この事業は平成2年から4年度には地域づくり推進事業、平成5年から7年度にはふるさとづくり事業と名称が変わり継続されております。普通交付税の算定額を基金に積み立て各種事業に充当いたしました。近年は基金の利子分を積み立てているところでございます。既に基金の目的は果たされており、整理が必要な時期を迎えていると考えております。

次に、学校教育振興基金の使用目的についてのご質問にお答えします。

地方自治法第241条1項では、普通地方公共団体は条例の定めるところにより特定の目的のために資金を積み立て基金を設けることができると規定されており、同条第3項では、特定の目的のために資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができないと規定されております。

ご質問の学校教育振興基金は、同基金条例第1条で町立小学校及び中学校の児童・生徒の学力向上を推進するため学校教育振興基金を設置すると設置目的を規定し、同条例第5条では、基金は町立小学校及び中学校の児童・生徒の学力向上を推進するために要する経費の財源に充てる場合に限りこれを処分することができると規定しております。このように、この基金の処分は児童・生徒の学力向上を推進するための事業経費として限定しており、ご質問のスポーツや文化振興など広範囲な事業の推進を設置目的としておりませんので、これらの事業経費として基金を処分することはできな

いものと考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

それでは、再質問に入らせていただきます。

ただいま町長に答弁いただいたところで、ふるさと納税の具体的な計画はまだお持ちでないという答弁でございましたが、ふるさと寄附金の条例を設けたから新たに何か事業を創設する必要は、全く私はないと思います。町長が普段お考えになっている短期・中期・長期の計画の中で、これに充当しようという考えで十分通用するかと思いますが、町長はそのような考えではなかったのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ふるさと納税につきましては、今議員がお話しの考え方もあると思います。条例の中での約束事はもちろんあるわけですので、その内容でやるということですからそこはもちろん守らなければいけない。ただ、新たにこの事業をつくりましょうとか、こういったことをやるために別なものをわざわざしましょうとか、そういうものを必ずしなければいけないというものではないと思います。それはそうだと思います。

そういった場合ではありますけれども、この基金の目的、寄附をしてくれた方々の1つの目的といいますか、いろいろあるわけがございますけれども、そういった思いもあるわけがございますから、そういった方に対して明確にこういう形で使いましたということがお示しできるほうがいいのではないかという考え方を持っております。極端なことを言えば、教育と言えは今やっているものに充当することもできるわけがございますけれども、そういった形のやり方もあるんですけれども、先ほど言ったように、寄附された方にこういった形でできたということを明確にお示しできたほうがいいのではないかという考え方もあるんで、今そういった考えで進めて考えてきていたところがございます。もちろん議員のお話のような使い方ということも、それは方法

としては当然あり得るというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

普段から行っている事業に充当することではなくて、新たにつくったほうが寄附をしていただいた方に明確に説明できるということの考えのようですが、再度聞きます。そういった中で、今やっていないもので町長が3年後にこの町をこういうふうにしたというお考えの中で、短期ではなくて中期くらいの目標の中で、常にお持ちのものをそれに充当することというのは、私は安易にできるという考えはお持ちです。それで一步譲って、そうしましたら、いつくらいまでにそういった事業を計画して実行に移していくかという、明確な時期があればお聞かせいただきたいのですが。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

明確な時期ということですが、いついつと明確というものは持っていないわけではないんです。ですから、30年の予算編成について、こういったものについて事業に取り組み、私からだけではなくて、そういった案件について皆から提案をというように求めたところもあります。いつからということではなくて、これだけの金額が集まってきておりますので、有効に使えるということであればすぐでもよろしいんだと、それは思っているんです。ただ、先ほども言いましたように、財源につきましてふるさと納税のそういった思いがある財源ですから、有効に使うための手だてといたしますか、そういったものは、今すぐでもそれはそれでやれると思いますが、いつかということではなく、前にもご質問があったところでございますし、こういったものにつきましては有効に使うということを、いつかということではなく早速でもいいんですが、そういったものをしっかり事業を見きわめて、皆さんにこういうふうに使ってもらったんだ、有効に活用してもらっているんだということを明確にお示しできるような形で実行していきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

明確な時期は示せないということですが、やはりこういった有効な活用をしてくださいというテーマの中で、いろんな基金がある中で、積み立てはしているけれども実際使っていない案件があるので、このふるさと納税もそういった傾向が出てきている雰囲気があるので、この辺で議論をしておいて町長が1年も早くそういったものを実行できる環境にしたいという思いでやらせていただきましたので、早急な実現を期待するところです。

2要旨目のふるさと創生基金の話に移らせていただきますが、ここの答弁の中に、整理が必要な時期を迎えていると考えておりますという答弁がありましたが、具体的に整理というはどういったものか、もう少し詳細に答弁をお願いしたいのですが。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この基金につきましては、先ほど申しましたけれども、ふるさと創生1億円という形でスタートしました。その後名前が変わって、地域づくり推進事業とかあるいはふるさとづくり事業と変わった形の交付金が出てきたところでございます。その都度そういったものについて有効活用しながら事業を展開してきておまして、それで変な話残金というか、今の残った残金についての利子のプラスだけという形になってきております。この事業につきましては、これまで先ほど言いましたふるさと創生から始まって基金の事業といいますか、一定の役割が終わっているというふうに思っております。今300万円ぐらい残っているということでございますが、これにつきましては、一旦基金をなくすことという形か、あるいはこれを使い切るといいますか、もうこの基金をなくすといいますか、いつまでもこういった、目的基金ですからある程度目的が達成されたということについてはそういったもので整理をする。整理というとまた同じ話になりますけれども、ゼロにするということも方法だというふうに思っています。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
ちょっと理解が薄かったので再度質問しますが、整理というのは、一般会計に入れるんですか。それとも国にお返しするという形なんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
これは、国に返すということではなくて、町の基金になっているわけですから。町の基金ではない形で使っていくと。返納するというのではなくて、そういうことです。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
このことに関しては、3月の予算特別委員会で質問させていただいたところです。特に禁止されている使い方はないという答弁があった中で、いろんな町の課題が山積している中で、十分活用できる資金だと考えておりますが、町長はそういった考えがなくてこういった残金を残していたのかということで、とても残念に思うんですが、早急に事業を開始すべきだと思いますけれども、この質問を受けて頭にめぐるような事業とかというのはないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
今、この基金の残金を使って頭にめぐるといものについては、今すぐと思いつけないところではありますけれども、おっしゃるとおり、町の基金は有効活用が必要で

ございますので、有効な活用をしっかりと考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

何度も繰り返すようではけれども、このタイトルどおり、こういった基金のものが
あるということを再認識した上で、新設の事業並びに今持っている事業を拡大すると
か、そういった事業で町の活性化を図っていただきたいと考えております。

3 要旨目に入ります。学校教育振興基金の使用についてでございますが、ここで論
点を整理させていただきます。条例が、使用目的を学力向上だけに限定していること
が問題ではないか、改正すべきではないかというものが私の趣旨でございまして、現
在この使用目的を学力向上に限定しているのでスポーツ、文化振興には使えませんと
いうような答弁は私は求めていないところなんですけれども、これを踏まえて町長の
答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、条例の内容を見直せということになるのでしょうか。条例についま
しては、これは学校教育振興基金であります。これをつくったときからスタートし
て、当然といいますか、目的がその当時からスタートして今もそうなんです。学力
向上という1つの大きな目的があってやってきております。千坂議員のお話、そうい
った基金についてもっと幅広くということでございますけれども、もしそうするので
あれば、逆にこの基金はこの基金として、もう一つ、スポーツ振興といったものの基
金をつくるとか、そういった考え方がもう一つ出てくるのではないかというような思
いもございます。

町でやっている基金につきましては、非常に難しいといいますか、使い道がある程
度限定されているものですから、我々も時と場合によってこのお金を使えないとか、
使ったらとかとよく考えるところですが、やはりこれは1つの約束事で、条例なりそ
ういったものの中で目的があって目的基金でつくっているということですので、そう

いったほかのものに臨機応変に応用というのはなかなか難しいところがあります。そういったところで条例を切りかえるということになれば、この条例の内容を変えということよりも、そうであればスポーツとかそういったものの新たな基金をつくるか、そういった考え方がもう一つ出てくるのではないかと考えております。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
チャイムが鳴ったようですけれども、いいですか。

議 長 (馬場久雄君)
長いようでしたら、あと切りますので。

8 番 (千坂裕春君)
長いですよ。

議 長 (馬場久雄君)
長いですか。
では、暫時休憩します。
再開は午後1時とします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
午前中に引き続き一般質問を行います。
8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
町長も既にご存じかと思っておりますけれども、昨今の日本の児童生徒、韓国、中国、欧

米の各国に比べて自己肯定感が低いという問題に直面しております。やはりそういった自己肯定感を引き上げるためにも、スポーツ、文化を一生懸命やっている子供たちを応援して、自分は多少勉強は苦手けれどもスポーツ・文化の面で十分頑張っているというものを養っていく必要、町の役目と感じております。おかげさまで大和町は人口もふえ、また税収もふえる中で、県内はもとより全国各地に大和町をもっともっとアピールするためにも、文化、スポーツを振興するような基金を設け児童生徒を応援しているんだということを発信していくべきと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、日本の子供たちについてのお話でございました。統計的に見ると自己肯定といえますか、そういったものが低くなっているということ、そういった統計が出ているようで非常に、何でそうなってしまったのだろうと残念に思うところであります。そういった子供たちが自信を持つといえますか、いろいろな部分で勉強だけではなくてということだと思えますけれども、スポーツとかそういった全てに関して応援といったものやっていくのが大人の社会であろうと思えますし、また行政の1つの役割であろうというふうには思います。

そういったことで、今学校教育の中でも勉強ばかりではなくて、文化なりスポーツなりそういったものにも力を入れておりますし、町としても教育委員会との協力の中でやっております。今そういったものに力を入れるということで、そういったことについては大変そのとおりだと思っておりますし、これからも応援はしっかりしていきたいと思えます。

基金をつくってという今ご意見でございました。大和町でそういった基金が今ないことも事実であります。基金だけが全てではないと思えますけれども、方法の1つとしてそういったこともあるんだろうと思えますが、基金をつくるにおきましては、やはり1つの目的といえますか、形になるもの、それはハードばかりではなくてそういった目的も必要だと思っておりますので、方向性だとかそういったものが、ある方向があつてこういったものをこういう方向でいまいしょうと、そういったものの場合に、ある程度予算がかかってくるので1年では難しいから、あるいは長期にかかるからと

いうことで基金というものが出てくると思いますので、今すぐ必要かどうかというものも含めて、今後のまちづくりの中でそういったものが必要なのか、教育委員会なりそういった方々ともいろいろ意見の交換をしながら考えていかなければいけないと思っております。今すぐつくる、つくらないという問題ではなく、そういったものについて考えるということは大事なことだと思います。

議長（馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番（千坂裕春君）

私も、きょうで結論を出そうというのではなくて、問題提起させていただいた中で今後町の中で議論が活発化することを期待して、1件目の一般質問を終わらせていただきます。

2件目、町道管理の認識について。

平成28年6月定例会で「少量の降雨でも広範囲にわたり水がたまり運転に支障を生じかねない」の一般質問に、「現状を注視し、必要な措置をする」と町長は答弁されました。以下に町長にお伺いします。

1) 現状は改善されていないが、4月24日現在でございます、どのように注視し現在に至っているのか、時系列に説明を求めます。1つの例として、○月○日（晴れ）現場視察、○月○日協議の結果何々の理由で現状のままとするというような答弁をお願いいたします。

2) 町道修繕の不備により損害賠償事案が発生した折には、「職員間の連携を図っている」と答弁があったが、当該場所は、スクールバス停留所があり、所管の職員の通勤コースであるが、町長の指示が伝わっていないと思われるが、どのように周知されましたか。

3) 平成26年6月、町長が定期的に視察すべきの提案に対して否定的だったが、現在も同じ考えか。

以上、3点でございます。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町道管理の認識についてのご質問でございます。

議員にご指摘いただいております場所につきましては、町道檜和田本線と推察しております。本路線につきましては、平成7年度から国の補助事業によりまして歩道設置事業を実施した路線でございます。沿線の宅地や建物等に配慮し、既存車道路面を歩道とし新たに車道となる部分を北側に拡幅するとともに、既存路面とあわせた整備を行ったものであります。また、東日本大震災時には、車道の半分を超える幅3.5メートル延長766メートルにおいて沈下が見られ、下層路盤採石及び表層につきまして公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく復旧事業を行っております。また、ほとんどが歩道に埋設されております下水道管理設部分につきましても沈下が見られ、上下水道管におきましても復旧を行ったものであります。

年月の経過等に伴い、従前の舗装面と新設舗装面との接合箇所等に水たまりができる状況となっておりますことから、平成28年6月議会一般質問におきまして、現状を注視しながら必要な措置を講じてまいりたいと回答させていただいたものでございます。

ご質問の1要旨目、現状は改善されていないが（4月24日現在）、どのように注視し現在に至っているか時系列に説明することに対してお答えします。

議員からご指摘を受けた28年6月議会以降につきましては、パトロールを強化し、舗装の穴埋め等を28年度で12回、29年度で7回実施しております。路面状況等につきましては、現地を確認しその対処方法等を検討していたところであります。

次に、本年4月24日から復旧までの時系列となります。当時は朝から降雨がございましたので、担当課である都市建設課におきまして午前10時過ぎに現地を確認しております。その時点では、水位が1センチぐらいの水たまりが車道の一部にありましたので、その排水処理の検討を行ってまいりました。それ以降、雨が強くなったため、改めて午後2時過ぎに現地を確認した時点では、車道一面に4センチ前後の水位があり、排水処理のみでは処理できないものと判断し、道路の横断勾配を回復させるべく、水たまり部分につきましては都市建設課において、また、その際一部埋設管部分において沈下が見られましたことから、所管課の上下水道課においてもそれぞれ5月中旬までに舗装修繕を行ったところでございます。

続きまして、2要旨目についてお答えいたします。

職員間の連携につきましては、道路管理等だけではなく行政事務全般に必要なものと考えておりますので、今までもこれからも事あるごとに話をさせていただき、職員

の連携の大切さについて話してまいりたいと考えております。

3 要旨目、定期的に視察すべきの提案に対して否定的だったが現在も同じ考えかについてお答えいたします。

平成26年6月の議会において、できるだけ歩くように心がけていることや町民の方からの話などで現場を見ることは行っているものの、定期的に見ることは難しいと回答させていただいております。現場を見ることは必要なことと考えておりますので、定期的とはならないと思いますが、予算編成時や課題となっていることなどについて今後も機会を捉え現地を確認してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

まず最初に、この質問も論点を整理させていただくところから始めたいと思います。時系列に書いてほしいという質問をさせていただいたんですが、24日時点から時系列に書いてもらったところなんですけれども、この24日時点の状況が2年間続いているんです。ここ2年間で特に悪くなったのではなくて、この状況が2年間続いていた中で、2年前に一般質問の中で注視するという中で、こういったものを見逃してきたということが問題ではないですかということ、どのように注視されてどのように敷設されたんですかということが、私が一般質問をさせていただく趣旨なんですけれども。そういったところで今現状は多少回復しておりますが、前段で述べているとおり、新しいところと古いところの段差でそういった降雨のたびに水がたまるという事象があるところがございます。ですから、当然舗装の穴埋めとかそういったものが必要であって、何回したというのが書いてありますけれども、その根本となる沈下を直さなければ事象は直っていないというものに対しては、お答えとはちょっと論点が違うということで、再度そういう事象をどのように解消していくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路の補修につきましては、ここに限らずなんですけれども、道路パトロールといったことが当然あるわけです。そういった中でやっていって、この檜和田本線につきましても、全線でありますけれども、28年12回の穴埋めといったものを行っておりますし、29年度でも行っております。議員のおっしゃる全体的なことにはなっていないかもしれませんが、全体的なことではなくてもそういった部分的な補修をしていると。

全体的な道路がございますので、全てを全部できればそれは一番いいことですが、それはなかなか現実的には難しいというのが現在でございます。したがって、優先順位をつけて改修するところと、全部が優先と言えば優先なんですけれども、それでも順番をつけなければならないものですから、そういった中でやっているわけですので、それについては、パトロールを行っている結果、12回の穴埋めの場所を発見をし、7回の穴埋めの発見をしている、全体を見ているということでございます。

すぐできなかったのではないかということについては、これはできないからやむを得ないと言っているわけではなく、皆さんから見れば、申しわけないとは思いますが、どうしてもやるにはそういったことが必要だということ、順番があるということ、全体を見ながらの中でございますので、できる限り早くということでは考えますが、それについてはご理解といたしますか、そういった現実の中での対応、その中でできるだけ早く対応ということで行っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

そういった中で、いろいろな箇所があるのはご存じですけれども、やはり注視するという中で、もちろん管理が必要、その中の注視というのはその上に行く表現でございましたので、どのような対応になるのかということで私のほうも監視していたところなので、それがずれているな、町長が言う優先順位では注視が上かなというような感じでいたところなので再度質問をさせていただいたところでございます。

2 要旨目の職員間の連携の話で、どのような周知をなされたかというところで、再度具体的にどういった場でされたのかお聞かせいただきたいところです。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
こういったことにつきましては、人を全部集めてこのことについて連携を深めようというような、そういう言い方ではありません。我々常に地域を見ているわけでございますし、自分の課だけではなくて、そういった部署については気づけばお互いに連携と申しますか、そういったことは当然やっているところでございますので。ただ、人によっては、まだいいじゃないかという感覚のずれは多少あるかもしれません。そういったものについては、小さいことも常に報告なり、そういったことがあったことをやるようにということで、機会があるごとにお話、お互いにやっていかなければいけないというふうに思っております。どんなときにやってきたかというご質問でございしますが、申しわけありませんが、職員を集めてこういう連携をせよというような言い方ではなく、常に機会、職員と会ったときとかそういうときの話の中でお互いにそういったものを深めているという状況でございます。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
町長が言わんとするところはわかるんですが、そういった中で、例えば朝礼がありますよね、1カ月に1回。そういった中で話された経緯もあるかと思うんですけども、そういったものがあればそういった場で話したとかというものが欲しかったものですから、質問させていただいたんですけども。そういった場でなく本当にすれ違ったときだけ話をされたんですか。再度お願いします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
朝礼とかそういったときとなれば、道路とかそういうことではなくて、多分報連

相が大事であるとか、そういったことについては常日ごろといつも言うわけではないですけれども、そういった機会には言っています。やはり我々というのはそういった報告があって連絡があって相談があってという、これは基本的なことなんですけれども、そういったことを見直すということ。住民の信頼が大事なので、そのための対応とした場合には何が必要なのかといった場合には、そういうことも入ってくるわけですね。そういう話し方は朝礼とかそういうときもやっております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

3 要旨目に移らせていただきます。

やはりこれも町長が定期的にと書かせていただきましたけれども、現場視察の重要性を鑑み定期的という言葉にさせていただいたんですけれども、そういった中で3月定例議会のときか、インターロッキングの状況も残念ながら把握していないという中で、やはりそういったものをもっと積極的に、町民が町長が見ていたぞという形でやっていただければという気持ちでやらせていただきました。その気持ちは答弁にあらわれていると思いましたので、2件目の一般質問は終わり、3件目に移らせていただきます。

3 件目、子どもの心のケアハウスについて。

県教委は、本年度児童生徒の通学再開を支援するみやぎ子どもの心のケアハウスを拡充し、全国で最も高い不登校割合の改善を急ぐ。県内では17年度までに13市町がケアハウスを開設した。県教委によると、ケアハウスを設けた市町の再登校率は、小学校46.7%、中学校45.7%、県全体の小学校40.3%、中学校32.3%を6.4、13.4ポイント上回っている。18年度には新たに7市町での設置を支援するとの報道がありました。県内35自治体の中、今年度の7市町を含め20市町でケアハウスを開設することになります。町内においても、不登校の児童生徒が多い中、ケアハウスを開設しない理由をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、子どもの心のケアハウスについてのご質問でございます。

宮城県が平成28年度から行っておりますみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業は、東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として、市町村が行う体制整備を支援することを目的としております。みやぎ子どもの心のケアハウスは、市町村が学校外に設置運営するもので、校長経験者らによりますスーパーバイザーのほか相談員を配置し、子供や保護者の悩みを聞き、家庭訪問やスクールソーシャルワーカーと連携しながら原因を分析し、学校復帰へのプログラムを検討するものであります。

当町では、平成22年度から大和中学校、宮床中学校に各1名の教育相談員を配置しております。それぞれの中学校を拠点に学区内の小学校を訪問し、教員や保護者からのさまざまな相談に対しての支援を行っております。また、教育相談員は、不登校児童生徒の家庭訪問や相談活動を行い意識改善や生活改善に努め、学校においては居場所づくりにも大きな役割を果たしております。

また、不登校などの児童生徒が抱えるさまざまな問題や生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識、技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置しております。今年度からは、スクールソーシャルワーカーを1名増員し2名体制で支援に当たっております。

このように、当町では、現在教育相談員やスクールソーシャルワーカーが情報を共有し、学校の先生方と連携しながら不登校児童生徒と不登校傾向児童生徒の解消・改善に向けた支援を行っております。これらの取り組み内容は、みやぎ子どもの心のケアハウスと同様の考え方で取り組みを推進しているところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

今、町長から答弁がありました子どもの心のケアハウスの開設の主な理由は、答弁にあったとおり、東日本大震災によって子供の心が乱れ、それに起因すると思われる不登校が多くなって、全国で第2番目の不登校になったということが大きな目的で

あります。ただ、その中でもう一つ目的がありまして、各市町村の公共施設のあきを利用して、不登校になった生徒が当然学校へ行けませんので学習がおくれ、そういったものに対応するために設けたという目的もございますが、そういったものでやはり大和町の中でも不登校が多い中で、空き教室もある、あきの公共施設もある中で、こういった学習支援等が行われればという考えでいますか。町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

施設関係の利用ということも含めてということでございますけれども今、先ほども言いましたとおり、大和町ではそういったものを学校でやっているところでございます。新たな教室を設けてということですが、ちょっと離れますけれども、大和町は黒川郡でけやき教室というのがあって、これは富谷でやっているわけでございますけれども、そこに通所といいますか、学校に通えるようになるまでのケアをするというような施策も黒川行政を中心にといたしますか、やっているところでございます。

このケースにつきましては、後ほど詳しく教育長さんから聞いてもらったほうがあれだと思うんですが、スーパーバイザーなりそういった方がいてそこで指導するというよりも、出向いてやったりということがあって、いろんなやり方があるようでございますけれども、そこに常に寄ってきてそこだけでずっとやっているわけではない状況もあるんだというふうに思っています。そうした場合には、子供だけが来るとい形になってしまうこともある。人数がいっぱい、バイザーとかいけば別なんですけれどもね。そういったことも考えた場合に、私個人としては今のケースもいいのかというふうに思っています。

そのほか、この大和町のケースにつきましては、先ほども言いましたいろんなケースが、同じようなことをやって実績も上がっておりますので、詳しくはできれば教育長さんからその辺お話ししてもらったほうがご理解いただけるのではないかと思いますので、教育長、よろしいですか。ということで、教育長、お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

それでは、まず初めにこのケアハウスについて、簡単にシステムなり施設を紹介したいと思うんですが、これはあくまでも県の資料からですけども、まずケアハウスという施設を学校外に設けて、そして設置運営をするということが1つあります。そこにスーパーバイザー、県の事例を見ますと主に校長先生方、退職された方々が入ってやっているようです。その方々と相談員といいますか、サポーターが入るという形になります。

ケアハウスの支援の内容ですけども、1点目としては、心サポート機能ということで、学校での別室登校児童生徒の学習支援や家庭訪問による支援を行う。別室登校ですね。それから、適用サポート機能ということで、不登校の傾向にある児童生徒の早期学校復帰のための支援を行う。それから、学びサポートということで、ケアハウスに出向いてきてそこで勉強したい子がいた場合には世話をするというふうな形でやっているようです。

それで、県の方がお見えになってモデルを紹介していきました。モデル1というのが、スーパーバイザーと教員が2名でやっているケースがありますと。その2名で各学校を巡回しながら教育相談などを行っているという形が1つ。モデル2というのが、スーパーバイザー1名とサポーターが数名ということで、スーパーバイザーはケアハウスに常駐をしていて、サポーターが各学校を回って相談活動を行うと。3点目については、2カ所に本部と支部を設けてそれぞれスーパーバイザーと専任補助員が常駐をしている。それ以外にサポーターが張りついて巡回指導に当たるというふうな3つのケースを県のほうでは紹介してきました。

2016年のスタートですので、スタートしてから3年目に入ります。いろいろ課題も出てきているようです。その課題についても実際にお聞きしているんですけども、例えば、組織自体が確立していないがために、各自治体の取り組みがまちまちであると。これがモデルケースだということまでは言えないような状況でした。それから、サポーターについては、教員経験者がなかなか集まらないということで質の差が出てきていると。それから、自治体によっては、スーパーバイザーとサポーターの意見の相違があったり、教育委員会との意見の相違があり運営に支障を来すこともある。あるいは、経費的に、今年度6月まで手を挙げた市町村については5年間、ことしなければ2年間ですけども、の補助があるんですが、その後は補助が打ち切られると。その場合については、施設管理、人件費、全て単費だということで、撤退しようかと

いうふうな自治体の動きもあるようです。

このケアハウスについては、非常にいい形だろうなと思っておりますけれども、ただ、類似の形で市町村で実施可能であれば、この県の事業に乗らなくても単独の事業は可能だろうと考えておまして、大和町については、実績等も踏まえて、この事業は行わずに独自事業で現時点では十分やれるという見通しがありますので、申請はしないという方向で現在進んでおります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

新聞紙上ではすごく再登校率が上がってきていいという報道があった中で、どうしてやらないのかと疑問を持ったところです。教育長の答弁をいただいたところでは、功罪があるんだなというのは理解させていただきましたが、そういった中で、では大和町は、再登校率というのは何%になっているのかお聞かせいただきたいところです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そのことにつきましては、教育委員会の教育長のほうから。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、再登校率につきましてお答えをしたいと思うんですが、この件につきましても、県教委のほうに問い合わせをしまして、再登校率の考え方というのはどのような考え方なのか確認をしました。県のほうから、文部科学省の定義としては、30日以上欠席があり不登校となってもその後再登校した児童生徒のことであるということまではあるんですが、何日間という再登校についての条件がなくて、不定期では

あるが登校しているとか、週1回程度登校しているとか、完全不登校ではないとか、その判断は学校に任せてあると。その学校から上がってきたデータを県で集めてそれを文科省に送った、その数値が新聞報道にあった数字であるというふうに言われています。

その説明を聞きまして、実際に2016年に不登校の子供で県で国から得た情報のもとで調査をしてみました。そうしますと、県全体の小学校の再登校率については40.3%で中が32.3%でしたね。そして、ケアハウスを設置したところについては、小学校が46.7%、中学校は45.7%という数字が議員さんの資料にもありました。大和町の場合には、まず小学校、当時9名でした。そのうち完全に復帰をしたのが2名、それから解消した子供たち、県で言っている不定期ではあるがという形のお子さんが3名、9分の5名でした。9分の5名であるということは、50%を超えている。その次の年の登校状況を見たら、確かに解消はしておりました、この子たちは。中学校におきましては、町のほうとそれから県に出したデータ両方を比較したんですね。我々がカウントした数字と大体合いまして、48名中24名が再登校というカウントになりますから、両方とも50%を超えているんです。そうしますと、町の施策によって県レベルの数値は達成しておりましたので、この形で充実させたいと考えております。

議長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

ただいまの教育長の答弁の内容を聞いて、すごく効果が上がっているということで安心しましたが、このスクールソーシャルワーカーも子どもの心のケアハウスと同じように県のほうの事業化と聞いています。大和町で長く続けたいといっても継続できる可能性もどうかかわからないところ、もし県がやめてもこういった事業を続けていかなければいけないと私は感じておりますが、ただいまの中でそういった気持ちはどのようにお持ちなのか、まず町長にお聞きしたいところです。

議長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

大和町では相談員という形で随分前から、以前はお一人だったんですが今は二人という形でやっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては県のほうからということでございますので、その辺につきましては来てもらえる限りといいますか、あれだと思いますし、このスクールソーシャルワーカーとケアハウスの補助制度はまた別物だと思いますので、ですから、補助制度は何年と決まっていますけれども、スクールソーシャルワーカーは継続的にやっているのです、これはずっと続けてもらえるというふうに思います。これは専門的な部署の人ですので町から雇うとかというものではないものですから、そういった形ですので県のほうから派遣をお願いするということが基本はそう考えております。なくなった場合には、いい制度であれば町としても継続といったことは考えていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁の中で今後とも続けていかなければいけないということで、安心したところです。どういうわけか不登校の生徒たちが多くなってきて、それが長期化すればするほど問題の解決も難しくなっていると考えております。不登校になった理由と不登校を継続している理由は別だそうです。ですから、不登校ケアをしている中で、間違ったケアをしていますます不登校を継続させてしまうという事案がある中で、こういった専門員の方の力を十分に発揮していただいて、町もそういった方々と強力なタッグを組んで今後とも邁進していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）
以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。
次に、7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

それでは、睡魔に襲われる時間帯ですけれども、通告に従いまして2件一般質問をさせていただきます。

まず、1件目ですが、放課後児童クラブの運営についてお尋ねをいたします。

本町では、放課後児童クラブへのニーズが高くなっていると聞いております。しかしながら、児童クラブ受付は小学校4年生までとなっております。全国の自治体では、国のガイドラインを受け小学校6年生まで受け入れているところが多いようでございます。最新のガイドラインに基づく条例改定から一番新しい条例ではまだ1年ほどしかたっていないと思いますけれども、児童クラブのあり方を見直すべきではないか。

1 要旨目、4年生までの制限を6年生までに検討しては。

2 要旨目、学校敷地内へのクラブ設置を検討できないか。

3 要旨目、受益者負担とする有料制の導入と児童クラブの事業者委託を検討しては。

以上、3点、町長にお尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、放課後児童クラブの運営に関するご質問でございます。

子ども・子育て支援法の成立によりまして児童福祉法が改正され、放課後児童クラブの対象児童の規定につきましては、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であってその保護者が労働等により昼夜家庭にいないもの」から「小学校に就学している児童であってその保護者が労働等により昼夜家庭にいないもの」に変更されました。また、平成27年4月から各市町村の条例に基づき放課後児童クラブが運営されることになるため、国では放課後児童クラブガイドラインを見直しまして事業者、運営主体でございますが、及び実践者向けの放課後児童クラブ運営指針を新たに策定し、国として放課後児童クラブに関する運営及び設備についてより具体的な内容を定め、平成27年4月1日から適用することになりました。

初めに、放課後児童クラブの利用対象範囲につきましては、全国的には小学6年生までとしている市町村の割合が高くなっておりますが、本町では小野小学校区内の児童を対象として平成28年度までもみじヶ丘児童館において小学校3年生までを対象として放課後児童クラブ事業を実施しておりましたが、利用希望者数の増加を踏まえて平成29年度に杜の丘児童館を開館し、利用対象範囲を小学校4年生までとして放課後児童クラブ事業を実施しております。また、平成30年度において、放課後児童クラブの利用定員につきましては、放課後児童クラブの利用希望者数が増加傾向であることを考慮し、吉岡児童館放課後児童クラブ及びもみじヶ丘児童館放課後児童クラブ、杜の

丘児童館放課後児童クラブにおきましては利用定員の拡充を行うとともに、他の児童館放課後児童クラブの利用定員についても見直しを行っておりますが、放課後児童クラブの利用希望者数と利用定員との関係から小学校4年生までとしております。

放課後児童クラブ登録者以外の児童につきましては、一度帰宅して自由来館として児童館を利用いただいております。

次に、利用対象範囲の検討につきましては、平成29年度放課後児童クラブ年間平均利用者数が登録児童に対して50.93%から63.29%となっておりますことから、実利用児童数の動向の把握に努めながら研究してまいりたいと考えております。

次に、学校敷地内へのクラブ設置の検討につきましては、利用者数の動向を把握、研究する中で教育委員会と相談していきたいと考えております。

次に、受益者負担とする有料制導入と児童クラブ事業者委託の検討につきましては、放課後児童クラブを利用している方と利用していない方との公平性を確保する観点から、放課後児童クラブ利用料の有料化につきまして検討が必要と考えております。また、児童クラブの事業者委託の検討につきましては、一部民間へ委託しておりますが、民間で運営している放課後児童クラブが実施している延長利用について、安定した職員の配置ができずに実施していない町で運営している放課後児童クラブ利用者より延長利用の実施についての要望もあることから、検討が必要と考えております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7番 (渡辺良雄君)

今、ご答弁いただいて、私のほうも質問で検討できないかということで検討するという町長のご答弁で満額回答かとも思うんですけども、やれと言って検討するではゼロ回答かなと思うんですけども。せっかくの機会ですので、少しお尋ねをしたいと思いますが。

今4年生までになっているわけですけども、1要旨目で6年生までにというところなんですけれども、今は受け入れられないのでやむを得ず4年生までしかできないというような今のご答弁かと思うんですけども、ゆくゆく6年生まで受け入れたいんだというようなお気持ちがあるのかどうか。その辺のところを少しお尋ねしたいというのと、これは担当課から直接答弁をいただいてもいいんですけども、4年生で

切っている、申し込みが4年生までで5年生、6年生はもう門外ですからそれは当然入っていないわけですが、4年生までのどれくらいが、定員が80名とかありますので、どれくらいあって、申し込みに対して何%くらい4年生までを受け入れているのか、この辺を教えていただけたらと思います。

それからもう一つは、我が町は5年生、6年生についてはどんな事情があっても児童館に入れられないわけですが、他の自治体を見ますと、4年生なり5年生までで能力上で打ち切っているところがあるんですけど、ただ、5年生、6年生の中で特に支援を要するお子さんをお持ちの働いている保護者の方については受け入れますよというような自治体もあるんですけど、そういった特別な支援を要する子供たちの受け入れ、こういったものも少し考える余地はないのかどうか、この辺もお尋ねをしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず最初の6年まで受け入れる気持ちがあるのかということでございます。本来、外で自由に遊んでいるのが一番いいんだろうなと私は思うんですね。児童館に来れば児童館の中だけになってしまいますので、それはそれで規制があるという。規制といえますか。だから、本来外で自由に遊べれば一番いいんでしょうけれども、環境がなかなか許さないということもあります。ですから、6年までということ、できるのであればそういったことも必要であればやる必要があるかと思いますが、現状、今のところはまだできていないということです。

あと、申し込みについて何パーセントかということについては課長のほうからということで、特別支援というのは今はやっておりません。そういったことはやっておりませんが、ただ自由来館という形では、五。六年に限らず高校生までですかね、来られるということで、一旦家に帰ってからという形になりますが、そういった受け入れは全部やっているところでございます。2番目につきましては、課長から答えませう。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、児童クラブの利用申し込み状況でございます。

まず、児童クラブは小野小学校区、吉岡小学校区、そのほかにも各小学校区がありまして、現在、児童クラブに申し込みをして待機となっている部分は小野小学校区だけです。一番利用が多い吉岡小学校区と小野小学校区についてお話をさせていただければと思っております。

まず、吉岡小学校区の吉岡児童館放課後児童クラブの利用申し込み状況と入所決定でございます。こちらにつきましては、各学年ごとに申し込みの数字を報告させていただきます。まず、吉岡児童館放課後児童クラブの利用申し込み、これは平成30年度でございます。1年生は21名、2年生が25名、3年生が24名、そして4年生が15名です。合計で85名ですが、この中で通常入会ということで学校が終わってから放課後利用される方が69名、そして、夏休み期間だけに限定した期間限定の利用申し込みというのが16名ありまして、85名全員を受け入れるということで吉岡児童館放課後児童クラブは決定をさせていただいている内容でございます。

吉岡小学校区につきましては、もう1館ありまして、よしおか放課後児童クラブ、学校前でございますが、こちらにつきましては1年生が27名、2年生が25名、3年生が22名、4年生が12名、合計で86名でございます。こちらも全て86名受け入れをしているところでございますが、こちらにつきましてもやはり、放課後学校が終わってから利用される方、先ほども言ったのですが、放課後も当然夏休みも当然利用されるんですけれども、年間を通して利用される方ということで82名、そして夏休み期間だけお願いしたいという方が4名でございます。

続きまして、小野小学校区でございます。もみじヶ丘児童館の放課後児童クラブ利用申し込みでございます。1年生が26名、2年生が24名、3年生が15名、4年生が19名という形になってございます。合計で84名の申し込みでございますが、こちらにつきましては78名の入会決定で6名が利用申し込みできないという内容の決定をさせていただいた内容でございます。決定の内訳でございますが、通常入会と言いまして年間を通して利用されると決定したのが76名、夏休みだけというのが2名でございます。

もう1館ございまして、杜の丘児童館放課後児童クラブの申し込みと決定状況でございます。1年生につきましては49名、2年生が29名、3年生が32名、4年生が24名、申し込みについては134名の申し込みをいただいている内容でございます。それで、決定とさせていただいたのが110名でございます。内訳につきましては、通常入会と

ということで年間を通して利用される方が106名、夏休み限定の利用希望という方が4名の110名でございます。24名については却下ということで利用できないという内容の決定をさせていただいた内容でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

教育委員会のホームページで各学校の生徒数を見ますと、宮小全校生徒49、吉田小学校43名、落合小学校41名、鶴巣小学校74名という中で、それで吉岡小学校が763名、小野小が820名というような児童数になっているわけですが、児童館それぞれ児童館長以下職員の方々、それから児童館運営協議会の12名の委員さん、こういった方々が児童館の運営について知恵を絞りながら一生懸命、最良の児童館の運営をやっていると思うんですね。その中で、きょう私が一般質問で外からが一つ意見を述べるわけですが、もみじ、杜の丘、それから今聞きますと吉岡のほうは足りているんだというような説明を受けたので、吉岡は足りているんだなと思ったんですが、もみじ、それから杜の丘が足りていないというところですが、その中で、例えば宮床児童館を1つ例にとりますけれども、1つわからなかったのが、児童館にも直接お尋ねをしたんですけれどもよくわからなかったのが、登録制で小学校の1年から4年までで宮床児童館の場合定員40名ですね。それから、わんぱくクラブで1年生から6年生まで制限なしと。この違いが私にちょっと理解できないんですが、これを少しご説明をいただけたらと思うんですが。担当課から結構でございます。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
それでは、その内容につきましては担当課長からお話しさせます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、お答えいたします。

その区分でございます。まず、放課後児童クラブについては、留守家庭でお預かり時間が午後6時半までお預かりできます。一方のわんぱくクラブというのは、利用時間が5時までで、当然その間にお迎えを待っているという方でランドセルをしょって来るということで、特にわんぱくクラブについては留守家庭とかというのではなくて、学校が終わって一時的に児童館でお待ちいただいてそこであと帰っていただくという、時間制限的には児童館の開館時間の利用という形をとらせていただいております。

以上でございます。

議 長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番（渡辺良雄君）

何かちょっとよくわからない。わかるようでいてわからないんですけれども、その区分ですね。まあ、理解をいたしました。

4年生までの制限を6年生までに広げた場合にどれくらい広がるかという検討をされたことはあるのかどうか、その点1点お伺いいたします。

議 長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

検討といたしますか、そのままいくのかなという感覚と、もう一つ考えられるのは、5年、6年になるとそういうところにはいないのではないかと、もっと自由にというような感覚がありますけれども、あとは課長から。

議 長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

お答えいたします。

今まで28年度はもみじヶ丘児童館1館でしたので、3年生までということで、それで、杜の丘のほうで児童館が開館しますので、答弁にあったとおり小学校4年生まで拡大をしたところでございます。それが29年度でございます。ただ、利用状況、申し込み状況を見まして、それで平成30年度におきましては、児童館で預かれる面積要件がありますので、目いっぱい児童館は受入体制ということで拡充はさせていただいた内容でございます。

それで、今現在、29年度の利用状況、実際登録された方と実際に利用している比率、先ほど申し上げたとおりその割合が児童館によってまちまちですけれども、例えばもみじ、あるいは杜の丘ですと50から60、実際登録はしているんですが、年間を通して多くて6割や4割の方が利用されていないという状況でございます。ですから、その4割利用されていない、それは積み重ねですので週1回利用される方もいますし、週2日利用される方もいるかとは思いますが、その辺調整させていただいて、あるいは自由来館で対応できる分についてはお願いするなり、やはりそういった詳細な分析が必要なのかと担当課では思っているところでございます。こういったことで今後研究させていただきたいという思いで今いるところでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

隣の仙台市も昨年まで4年生だったのをこしは5年生までということで、国のガイドラインを受けてだと思えるんですけども、増加をしてきている。それから、隣の富谷市、あるいは大郷、その辺も全部6年生までというようなところに入って、我が町だけ4年生かというところが少し気になるのかなど。

それともう一つ、塩竈市の議員さんのほうから私に問い合わせがあったんですけども、大和町に転入したいんですけども4年生までしか児童クラブは受け入れていないのでちょっと転入を考えているというようなお話を頂戴したんです。この質問をするきっかけにもなったんですけども、そういった見方もあるんだなというのもございまして、この6年生までできないのかという質問をさせていただいた背景はそうい

ったところであります。

2要旨目に移ってまいりますけれども、6年生までというのが頭にあってですけれども、学校敷地内へのクラブ設置、これは、ほかの宮床とか吉田とか鶴巣、落合のほうはもう今の児童館で100%受け入れができるということでございますので、それは必要ないんでしょうけれども、吉岡なりあるいは杜の丘地区、これからますます多くなるのかどうか、あるいは新たにまた団地が1つ計画されているようではありますが、そういったふえてくる中で、働く親御さんがあってというようなどころもございませうけれども、いずれにしても他の自治体、隣の富谷市さんなんかは日吉台小学校とか富ヶ丘小学校とかそういう学校の中に児童クラブが設けられているということもありまして、我が町でもその検討ができないものかといったところでございます。この点について町長からもう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺議員、今2要旨目の内容ですね。では、休憩後に答弁をいただきたいと思っておりますので。

暫時休憩します。再開は2時10分からといたします。

午後2時02分 休 憩

午後2時12分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

渡辺議員の2要旨目の説明が終わっておりますので、答弁を求めます。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど放課後児童クラブ、これを学校施設で使えないかというお話でございました。これは1つの方法だと思っておりますが、学校は学校でそれなりのいろいろな事情があったりするものですから、いろいろ話し合いはしなければいけないと思っております。以前に小野小学校にプレハブがあったころ、あそこを児童館として利用した経緯がございました。ただ、時間帯が学校の時間と若干違ったりするものですから、学校が終わっ

た段階で子供たちは移動といたしますか、そういったことをやったこともあったりするもので、施設の運用の仕方といったものについては一概にぼんといかないところがございしますので、ケースバイケースだと思いますけれども、そういったことをいろいろ打ち合わせをしながらやっていかなければいけない部分はあると思います。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）
今、ここで教育長さんというふうにお尋ねしても、通告もしておりませんし、お尋ねはいたしませんけれども、ちょっと戻って1つだけ質問、1要旨目で忘れていたんですが、よろしいですか。1点。

議 長 （馬場久雄君）
はい、いいでしょう。

7 番 （渡辺良雄君）
もみじヶ丘児童館で住民の声として、もみじヶ丘児童館の受け入れは、表向き何も書かれていないだけけれども、もみじヶ丘在住のお子さんと杜の丘一丁目のお子さんしかだめなんだと。それはすごく不公平だという声があるというふうにお聞きしたんですが、それは間違いかどうか、質問だけしておきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
そのことにつきましては、課長からご説明いたします。

議 長 （馬場久雄君）
子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

お答えいたします。

もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の放課後児童クラブの登録についての地区割りの設定をさせていただきました。その中で、もみじヶ丘児童館放課後児童クラブの利用対象については、もみじヶ丘地区と杜の丘一丁目、そして、杜の丘児童館放課後児童クラブについては、二丁目、三丁目。子供さんの数の関係で調整をさせていただいた内容でございますので、自由に利用されることについては地区とかそういったものはございません。あくまでも放課後児童クラブの登録についての地区割りということでの今回させていただいた内容でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

今、内海課長からご説明いただいたんですけども、どうも住民側が不公平感を感じているというのはちょっとまずいかなと思うんですが、これもあわせてご検討いただけますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

不公平感というのは、どういうところかと具体的に聞いてみたいと思いますが、今、課長が言ったとおり、人数がありまして、それでどっちにも行ったり来たりという形になってしまいますと、片方に寄ってしまったりということで、人数のバランスという語弊があるかもしれませんが、そういうことで区割りをしてこちらとそちら。それで、これはあくまで放課後児童クラブという形ですので登録制度の方だけ、自由来館は自由に行き来して構わないというような、その辺がかえってごっちゃとなっているのかもしれませんが。なお、その辺について皆さんの考えと伺いますか、どういった不公平感というのは、どっちかがよくてどっちかが悪いとかということがあるということなんですかね。その児童館のやり方がです。だから、そんな他意はないというか、非常にわかりやすく伺いますか、やっているところなんです。なお、

その辺確認してみたいと思います。

議長（馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

不公平感云々は横道の話でございますので、それぐらいにしておきます。

学校敷地内へのクラブ設置について、6年生までの受け入れと学校とあわせてということで、いろんな考えが出てくるんだろうと思います。現実には隣の富谷市では学校の中にそういった施設を持っているということで、すぐ検討、研究はできるのではないかと思いますので、それらをやっていただけたらと思います。先ほどの町長の答弁でも研究するとご答弁いただいておりますので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

1・2要旨目とあわせてのことになりますけれども、受益者負担とする有料制の導入と児童クラブの事業者委託、これらは多くの自治体で既に取り入れていると。全国でインターネットサーフィンをしながら高いところを見てもみますと、第1子のお子さん8,500円、それから第2子は5,500円、第3子以降は3,000円、ネットの中で見た限り、放課後児童クラブで一番高い保護者負担がこれくらいかと。付近では、当然うちと同じように無料のところもございますし、仙台市あるいは富谷市などは3,000円、それから延長保育については我が町と同じで1,000円というような有料制をとっているところが多いようでございます。

では、我が町に照らした場合となった場合、特にもみじ・杜の丘については、県外から転入されてお隣とおつき合いもない、そんな中ご両親が働きに行かれて子供がぼつんと残ってしまうようなところと、宮床とかそういった地域のつながりの深いところでは趣を異にするのではないかと思うんですね。そういったところで、今足りている宮床とか吉田とかといったところも何が何でも有料制にということではなくて、それらは定住促進政策として免除にするというような考えにして、もみじ・杜の丘の都会といったところは有料制を取り入れると。そういったことも可能なのではないかと。やり方はいろいろあるかと思うんですけれども。

それから、我が町も吉岡のほうは委託されていますよね。それらがよければ、もみじ・杜の丘あたりでも委託という手はあるのではないかと思うんですが、その点について町長のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

有料制度というのは、考え方の1つだと思っております、大和町も延長保育につきましては今一部有料といたしますか、杜の丘地区、そういうものでやらせてもらっています。県内でも今、無料でやっているのは登米と蔵王と加美。大和町は一部入っているものですから有料という形になってはいますが、通常のものとは無料ということで、4つの中に入っている状況です。有料、無料といった場合に、有料でやればどうか、税の公平な利用という形を考えればと先ほどお答えしましたが、そういうことも考えていかなければいけないんだらうと思っております。そういうことで、一概に無料でいいというものではなくて、そういった方法の1つとして考えていかなければいけないと思っております。

それから、民間委託でございますが、これは杜の丘も民間委託という形でございますので、そういう切りかえといった方向性で町も進めておまして、民間のそういったノウハウといたしますか、そういったことがあるわけでございますので、そういった民間委託も切りかえていきたいと思っております。

あと先ほどの学校の話に戻りますけれども、今、結局利用率が5割、6割という状況でございますし、夏休みだけとかといった利用率もあるわけです。すると、4割の分があいているということがありますので、新しいところをふやす必要があるのか、その辺を精査すればそこでできるのかということも含めて検討しなければいけないと思っております。施設が2つになりますと、さっきの一丁目、二丁目、杜の丘でないですけれども、どちらに誰とかという話も出てきますので、そういったこともありますから、やはり今参加されている子供さんたちの本当の意志といたしておかしいですけれども、状況といったもの、今、人数的には把握しておりますが、個々の把握までまだできかねておりますので、そういった調査も今から進めていかなければいけないと思っておりますので、施設の利用場所についてもそういったものを含めながら考えていかなければいけないと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

今まで未就学児童の子育て支援というところに光は当たっていて、この放課後児童クラブに関する光は余り当たっていなかったように思いますけれども、この機会に放課後児童クラブ、通学児童の子育て支援といったものも少し、私どもも考えていかなければならないんですけれども、研究を進めていただいて、さらによりよきものにしていっていただきたいと思います。

それでは、1件目の放課後児童クラブについての質問を終了いたします。

続いて、2件目の質問をさせていただきます。

2件目につきましては、もみじヶ丘団地南側緑地の整備について。

もみじヶ丘団地及び日吉台南側には高台があり、日射や景観がややよくなく、また危険な倒木落下も発生しております。聞くところによりますと、岩倉地区の土地利用計画、これは仙塩都市計画の一端でしょうか、が進展し、5月に市街化調整区域から市街化区域に変更になった、告示されたと聞いておりますが、この際工業団地になると聞いているんですけれども、この土地利用計画工事にあわせてもみじヶ丘団地との間の接合部の緑地を低くすることはできないものかどうか、町長にお尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、もみじヶ丘団地南側緑地の整備についてでございます。

緑地の定義につきましては、都市緑地法によりますと樹林地、草地、水辺地、岩石地、もしくはその状況がこれらに類する土地が単独でもしくは一体となって、またこれらに隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然的環境を形成するものというところでございます。

もみじヶ丘団地につきましては、昭和61年に設立しましたが、大和・富谷土地区画整理組合によりまして住宅整備が行われたものでございまして、ご質問の区域につきましては、もみじヶ丘一丁目南側の斜面と推察いたします。当該区域は、大和町と富谷市につながる区画道路で、緑地側にブロック積みが同じく大和町、富谷市と連続的に設置されておまして、その上部から事業区域境までが既存緑地部分となっております。

ます。昨年度は強風時に枯れた樹木等が倒木し、その一部が富谷市道に落下するといったことがございましたので、本町と富谷市において落下のおそれや枯れた樹木について伐採を行っております。

このような状況から、岩倉地区の土地利用計画の進展とあわせて当該区域を低くすることはできないかのご質問であります。岩倉地区につきましては、工場等を主体とした工業系の進出を目的に行う団地で、もみじヶ丘団地の閑静な住宅地とは整備目的が違います。開発における基準には幾つかございます。その中で、森林法の規定に基づく許可の基準では一定規模の残地、森林または造成森林を配置すること、都市計画法運用指針では住居専用地域と工業専用地域とは相互に接して定めないことが望ましいことになっており、工業系団地整備を行う場合は、住環境等に悪影響を及ぼさないように緑地等の緩衝帯を設ける等区域を区分することとなっております。

以上のことから、岩倉地区ともみじヶ丘団地の一部を事業区域に含み整備することは困難でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、もみじヶ丘団地緑地や杜の丘団地緑地等、町が管理しております緑地につきましては、道路パトロールとあわせた点検等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7番 (渡辺良雄君)

もみじヶ丘のあの小高い緑地に接した住宅の方々、お住まいの方々、あそこが売れ出されたころは、ちょうど今ごろの季節のいい、サツキとか花が満開のときで、ここはいいところだなということで皆さんお買い求めになったと。ところが、だんだん秋になり冬になり日差しが長くなってまいりますと、日が差さない。それから、あそこ前にある富谷市と大和町の道路、雪が降って解けて凍結して、一日中日が差さないものですからずっと凍結のしっ放しということで、やはり道路は通りにくいということで何とか、うっとうしいなあ。だんだんそういうものがあるわけですが、南側に大きな団地ができるとなれば、ちょっとユンボで1かき、2かきすれば山が削れるんじゃないかというような、もちろん素人勘定でございませうけれども、そういう感じで、せっかく工事をするのに何とか低くならないかと。今、何ともならないとい

うご答弁を頂戴したわけですが、本当に何ともならないものかどうか、もう1回念押しで聞きたいんですけれども、町長いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回の岩倉地区なんですが、北側は当然緑地帯という形で残ります。1かき、2かきとおっしゃいますが、あそこは結構高いんです、もみじよりもそっち側が。ですから、なかなかあれを崩して持って行ってというのは、現実的に難しいと思っております。隣り合わせというか背中合わせにはなっているところではありますけれども。あちらも平らにするという状況ではなくて、今度できる団地からすれば北側になりますから、そういう状況でありますので、申しわけありません。できるかといったらなかなか難しいというのが現状でございます。

それで、木は、議員さんたちが入られたころはまだ小さかったということもあるんだと思います、南側の斜面。そのころはサツキとかできれいでということで、20年もたっているわけですから成長もあったと思っております。今回、随分伐採をしたところでございますが、そういった管理の徹底の中でやっていきたいと思っております。

あそこを崩すということになりますと、また違った形になってきてしまいますので。まして今回の工事とあわせてということについては、それはできないということで、そういう判断を促されておりますので、まず今回の工事とあわせてということについては、できないということをはっきり申し上げたいと。あちらの工事とあわせてやるということは、それについてはできないということでございます。

議 長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

だめ押しを食らってしまって、三の句が継げないところまで来てしまいました。今回、あそこの造成工事が終わってしまうと、もう100%あのまま残ってしまうわけですが、県の開発公社があそこの工事を行うんでしょうか。県ができないならば、我が町でもできないものですかね。そこ1点。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほど申しましたけれども、岩倉の工事とのセットではできないということです。ですから、もし町でやるとすれば、町独自でこちら側の南側を削るとか、そういったことであれば町としてできない、全く不可能ということはないと思いますが、そこまでやるかどうかという問題についてはいろいろ意見の交換が必要だと思いますし、大和町だけではなくて富谷さんもずっとつながっておりますので、その辺の管理の仕方につきましては、富谷市さんともいろいろどういうふうにやったらいいか、地元の方も含めて。崩すというのはなかなか、現実的に難しいのではないかと思います。ですから、木を丁寧に切るとか、そういった管理の仕方になるのではないかと。あそこはのりが立ってしまっていますのでなかなか、あそこまで削っても多分日陰というかその部分は残るんだと思うんです、道路の雪の部分というのは。ですから、それについては今回、くどいようですけれども、あっちの工事とは別の中でどういう方法があるのか、どこまでできるのか、そういったことはいろいろ皆さん方との話し合いが今後必要になってくるのではないかと思います。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

まだもみじヶ丘の住民の皆さんにはこの情報が行っておりませんので、まだご存じないだろうと思います。いよいよ具体化してきたときに、やはり私と同じように1かきしてくれないかという意見が出てくるんだろうと思われるんです。それはできないんだというようなことを、今お尋ねをしましたので、私のほうもこれから住民の方々にいろいろお話をしていかなければならないだろうと思うんですけれども、その点では難しいということを理解いたしました。

以上で私の一般質問を終了したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

3 番 犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

通告に従い質問をさせていただきます。

まず1点目、ヘルプカードについてでございます。

ヘルプカードとは、ちょっと手助けが必要な人とちょっと手助けしたい人を結ぶカードであります。障害のある人には自分から困ったとなかなか伝えられない、一方、地域の人たちからはどう支援したらよいかわからない、障害のことがよくわからないという声があります。特に、聴覚障害や内部障害者、知的障害者の方々など一見障害者とわからない方のために作成されたヘルプマークもあるが、支援を求める際にヘルプカードは有効であります。大和町障がい者基本計画の中に、ヘルプカードの普及に向けて検討を進めるとありますが、具体的にどのように進めていくのか以下の点についてお伺いいたします。

1) ヘルプカードを導入した際、大和町のイメージキャラクターをイラストに起用すべきでは。

2) ヘルプカードを申請した人には、ヘルプマークも配布すべきでは。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ヘルプカードにつきましてでございます。

ヘルプカードにつきましては、障害や難病をお持ちの方などで支援や配慮を必要としている方が周囲の方に理解や支援を求めるものであり、災害時の避難所などにおいても、支援する側が障害特性などを的確に理解することにより適切な支援を提供する際の一助となるものと考えます。県内でも仙台市を初めヘルプカードを導入している自治体がふえておりますが、宮城・黒川管内におきましては、利府町が30年度以降に導入予定であるのみで、富谷市を含めた5市町村では検討中もしくは予定なしとなっております。

本町におきましては、29年度に策定いたしました障がい者基本計画にヘルプカード

の活用検討をうたっておりまして、今後導入に向けての検討を進めたいと考えております。

1 要旨目の導入に際して大和町のイメージキャラクターを起用すべきにつきましては、実施している自治体の事例も参考に、導入の際に検討するべきと考えております。

2 要旨目のヘルプカード申請の際ヘルプマークも配布すべきではないかにつきましては、マークの普及に当たりましては広域的な取り組みが効果的ではありますが、先般、宮城県におきましてヘルプマークの作成、配布する旨の発表がありましたので、その動向を踏まえ県と連携を図りながら対処してまいりたいと思います。

以上です。

議長 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

再質問させていただきます。

まず初めに、1点目のヘルプカードを導入した際に大和町のイメージキャラクターをイラストに起用すべきではですが、答弁の中に、本町におきまして29年度に策定した障がい者基本計画にヘルプカードの活用検討をうたっており今後導入に向けての検討を進めたいと前向きな答弁であります。1 要旨目の導入の際に検討するべきと回答をいただきましたが、ぜひ大和町に愛着を持っていただけるような図柄で、町のイメージキャラクターのイラストをぜひ入れていただきまして、このヘルプカードを実現していただきたいと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議長 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

町のイメージキャラクターですので、イメージキャラクターといいますとアサヒナサブローとか、福祉関係で言うと……、計画なんか載っているオノダさんがやった、そこまでわかるんだけど、キャラクターの名前だけ忘れちゃった。そういうのがあると思います。やはり大和町とわかるということですので、当然そういったものがあるかどうかわかりませんがそういったものが候補になってくるのではないかと思います。

ます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

前向きな答弁をいただいたと解釈をいたしまして、2点目の質問に入らせていただきます。

次に、ヘルプマークでございます。やはり障害を持たれている方が困っているとき、どういうふうに接していいかわからない、また、声をかけられないという方が多いのが実情だと思います。逆に、助けなければいけないと思い込んで、求められていない手伝いまでしてしまうこともあるのではないかと思います。こうした意識の壁を取り除くことが大事ではないかと考えます。この意識の壁を取り除くのが心のバリアフリーと言われていますが、今意識の壁、心のバリアフリーを生かそうと講習会に参加する企業がふえていると言われております。大和町内の企業やスーパー、また教育の現場であったり、地域の方々みんながヘルプマークやヘルプカードのことを知る機会を多くして、地域で支え合えるような町としての対応が必要ではないかと考えます。特に、昨年7月にヘルプマークが日本工業規格J I Sマークとして制定されて、国として統一的な規格となってからは、マスコミでもしょっちゅう取り上げて全国に広がってきていると思いますが、これから町として周知の機会をふやすことが大事と考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員もお話しのとおり、これは全国的になっていると聞いております。J I Sマーク規格になったがために著作権の問題でいろいろあるという話も聞いていますけれども、それはそれとしまして。先ほども言いましたけれども、宮城県として取り組むということです。町だけが先行ということではなくてこういうのは広域、企業さんとかとすれば大和町だけではないわけでございますので、広域でやっていくことによって効果が早く出てくるんだろうということもありますので、先ほどのお答えの中にもあ

りましたけれども、宮城県ともうそういう方向ができておりますので、宮城県の動向を踏まえながら連携を図りながらやってまいりたいと。そのほうが効果があるのではないかと思います。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

広域的に連携して進めていきたいというお話でありましたが、やはり配布だけでは進まないと思いますので、しっかりと周知を図るような手だてをお願いしたいと思います。

2020年のオリンピック・パラリンピックをきっかけに社会がどう変わっていくのか、心のバリアフリーをどう進めていくかという話になっております。専門家はオリンピック・パラリンピックが心のバリアフリーの取り組みを社会に浸透させられる機会だと指摘をされております。大切なのは、遠慮でも過剰でもなく相手の気持ちに配慮したコミュニケーションをとることが大事ではないかと考えます。これは普段から当たり前のことなんですけれども、いろいろな機会を通して経験を重ねていくことが大事だと思います。障害者も健常者も関係なくコミュニケーションをとってお互いがどのような形でその空間で居心地よく過ごせるかが大事ではないかと思います。2020年のオリンピック・パラリンピックには、大和町にも世界中から来るのではないかと思います。そのときに世界中から訪れる障害者の人たちを自然に迎え入れられる町を目指していくことを期待申し上げたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2要旨目に移ります。不妊治療の助成についての質問であります。

不妊治療には保険がきかない部分が多く、不妊治療の中でも体外受精になるとその費用は莫大なものになってきます。なかなか子供が授からなく不妊症について悩みや不安を抱えている人はたくさんいると言われております。およそ6組の夫婦のうち1組は不妊症で悩んでおり、不妊症は決して珍しいことではなく身近に迫った問題となっております。

不妊治療の助成金には、国が定めたものを県が実施している不妊治療助成金制度と市町村が独自に定めて実施している不妊治療助成金制度の2つがあります。国が定めて宮城県が実施している不妊治療助成金は、不妊に悩む方への特定治療支援事業で実

施されています。この助成制度は特定不妊治療、体外受精顕微授精に対するものであります。県内の多くの市町村では独自の不妊治療助成金の制度を設けています。県の助成金では足りなかった部分について助成しているが、本町でも助成をすべきと考えるが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

不妊治療につきましては、薬物使用及び人工授精が中心に行われる一般不妊治療と、この一般不妊治療で効果がなかった場合に体外受精及び顕微受精を行う特定不妊治療がございます。また、流産を繰り返す場合におきましては、薬物治療等による不育治療が行われます。これらの不妊・不育治療には、一般的に保険が適用されておりませんので、体外受精や顕微受精においては1回当たりの費用が最低でも30万円程度と言われております。

宮城県におきましては、次世代育成支援の一環として、子供が欲しくても妊娠できず不妊治療を受けている夫婦に対しまして特定不妊治療費における高額医療費の一部を助成し、経済的・精神的な負担軽減を図るための不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施しております。本町におきましては、不妊治療に関する情報提供を行うとともに、宮城県の特定治療支援事業を紹介しております。宮城県の助成事業を受けている本町在住の方の申請件数は、平成27年度で36件、28年が31件、29年が33件となっております。

なお、県内の自治体におきましては、石巻市を初めとする25市町が、宮城県の不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成決定を受けた方を対象に、1回の治療につき15万円もしくは7万5,000円を上限に不妊治療費助成事業を独自に実施しております。本町におきましては、県内の市町村が助成事業を実施している現状を踏まえ、周辺町村の動向を見きわめながら実態の把握に努め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

答弁の中に、大和町で相談があったのが平成27年度が36件、28年度が31件、29年度が33件という今のご回答でありましたが、昨年の出生数、常任委員会で昨年は269人大和町で生まれたとお聞きしました。生まれたのが269人で、毎年大体30件を上回る相談件数があります。そうしたときに、出生数の1割を超える人から治療の相談があったということになると思います。通告の中に、6組の夫婦のうち1組は不妊症で悩んでいる。専門家によりますと、今、日本の赤ちゃんの実に20人に1人が体外受精で生まれる時代になったということでもあります。

今回なぜこの不妊症についての質問をしたかといいますと、ある若い夫婦から不妊治療について話を聞く機会がありました。不妊治療は肉体的、精神的、そして金銭的にも、先ほども30万円、また140万円上限もあってかかるということで、金銭的にも大変で、しかも治療後の人生もあるんだと。このように切実な思いを聞いたとき、これは行政としても何かお手伝いをすべきではないかと考えました。国からの助成とともに、県内の25の市町村では既に市町村独自の支援をしております。大和町で相談があったのは昨年33件とありますが、申請の件数から考えても、子育てに力を入れている本町としまして、ぜひ来年から町独自の助成をすべきではないかと考えますが、この点どのようなご所見かお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

毎年30件、30名といいますか、の申請があるということでございます。269人に対してその数が当てはまるということではないというふうに思いますので、その比較は控えさせてもらいたいと思いますけれども。そういった形で悩んでいるといいますか、肉体的にも精神的にもご苦労されている方がおいでということでございます。町として子育て支援、そういったものに力を入れているところでございます。このことはやっておりますが、ほかのこともやっている中でございますので、こういった方法、こういったお手伝いがやはり一番多くの方々に求められるのか、そういったことを十分検討しながら取り組む必要があるんだと思っております。その中の1つとしてこれがあるということだというお話でございますので、そのとおりだと思いますが、取り組み方についてはその町村、町村それぞれの考え方、あるいは取り組みがあるわけで

ございますので、そういった中で今後、先ほども申しましたけれども、いろいろ実態等の把握に努めながら検討してまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

先日、県の人口調査で町村の高齢化率、30%を超えたという報道がありました。大和町は富谷市に次いで下から2番目だったんですけれども、高齢者は確実にふえております。若い人が入ってきているんですけども、出産をする人をふやすために、さらなるやはり子育て支援をしっかりとすることが大事だと思います。この子育て支援をしっかりとすることは、将来の大和町の発展につながると思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

若い方がふえるということは大変結構なことだと思いますし、町の発展につながると思っております。それと同時に、高齢者の方々につきましても、高齢化は進んでも元気に住んでいられるという町、そういったことも大切でございますので、そのバランスを考えながらやっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

そして、不妊の原因の約4割弱は男性側に起因するものだそうであります。既に県内の8市町村では、男性の不妊治療にも町独自の支援、助成をしております。不妊治療には長い時間がかかるので、やはり早い段階で検討をすべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

男性が悪いのか女性が悪いのか、そこまであれなんですけれども、不妊治療のこのことにつきましては、男性の分は入っていないはずというふうに思っていますが、この補助制度ですね。そういった実態があるということについては、ちょっと済みませんが私は存じ上げませんでしたので、どういった治療をするのかもちょっとわからないんですけれども、そういった実態があるということについて教えていただきました。今後もいろいろ勉強させてもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

不妊治療への理解が広がってオープンに語れる社会になってほしいと思います。ぜひ本町としましても、答弁の中に検討してまいりたいという答弁がありましたので、町独自の支援をしていただくことを前向きに考えていただきますよう期待を申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問、ゆずりあい駐車場の利用制度についてであります。

宮城県では、ことしの9月から障害者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な人に対して商業施設や公共施設の障害者用駐車スペースの利用証を発行する宮城県ゆずりあい駐車場利用制度をスタートします。この制度はパーキング・パーミット（許可）制度とも呼ばれ、障害者用駐車スペースを利用できる人を明確化することで、健常者による不適切な利用を防ぐ取り組みであります。全国では既に36の府県で導入されていますが、本町でもこの取り組みを早急に検討すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ゆずりあい駐車場利用制度、いわゆるパーキング・パーミット制度ではありますが、宮城県におきまして本年9月3日から開始されることになりました。この制度につきましては、公共施設や商業施設に障害のある方などのために障害者等用駐車区画がありますが、健全者による不適切な駐車が目立つ現状から、障害をお持ちの方などに許可証を交付し利用できる方を明確にすることにより適正な利用を確保するものであります。

具体的には、交付要件に該当する障害者や妊産婦等の歩行が困難な方に対して、公共施設や商業施設等の障害者等用駐車区画の利用証を自治体が交付するものであります。交付された利用証を車内のルームミラーやダッシュボードなど外から見えやすい位置に掲示することで、当該区画利用ができる方を明確にすることです。

この制度は、平成18年に佐賀県が取り組み始めたもので、平成28年度末時点におきましては、全国で36府県において導入済みとなっております。

次に、この制度によります効果ではありますが、利用証の交付により利用できる方が明確になりますので、利用対象者以外の不適切な利用が減少すると思われれます。さらに、この制度を根拠に不適切な利用に対して注意喚起ができることも上げられます。

本町におきましてパーキング・パーミット制度を早急に検討すべきとご質問ですが、本制度につきましては、全国の取り組みを見ても36府県に及び、市町村単位となりますと数例にとどまっているところでもありますことから、市町村が個別に導入するよりも広域的に展開することでより効果的なものになると考えております。また、協力施設の取りつけに関しても、町単独で依頼するより県単位で協力依頼するほうがより効果的であると考えます。

なお、制度開始が本年9月になっておりますので、町の対応につきましては、8月からの受け付け開始前の7月下旬に窓口申請書を置き周知に努めたいと考えております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

この制度開始が本年の9月、町の対応につきましては、8月からの県の受け付け開

始前の7月下旬に窓口に申請書を置き周知に努めたいと考えているということで、前向きな答弁と考えまして、その上で、ヘルプカードと同様に、町内のさまざまな公共施設とか事業所に広く普及できるように、配布だけではなくてやはり周知が必要と考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

周知ということですが、町が周知するということはもちろん大切ですが、県が受け付けをするということで県全体でやることになると思います。したがって、そういった形のPRといったものは一緒にスタートしてくるんだと考えているところでございます。それにプラス町がアルファという形で、ポスターを掲示するとかそういったことは方法としてあると思いますが、基本的にまず県が受け付けをしてスタートするわけですから、県からのPRといいますか、そういったものがスタートであって、それとあわせて町も一緒にやっていくという形になるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

ぜひ県と一緒に町としてもポスター掲示なり進めていただきたいと思います。

このゆずりあい駐車場のパーキング・パーミット制度は、欧米諸国では1980年代から普及していったそうです。答弁にもありましたように、佐賀県で初めて平成18年に導入されて今や36の府県で実施されていますが、佐賀県では、延べ4万人にこの利用証が交付されて協力施設は2,000近くまで広がっているそうであります。協力施設からも不正駐車、不適正駐車への指導がしやすくなったとか、苦情が減ったと評価する声が上がっているそうであります。平成28年から障害者差別解消法が施行されて障害者への合理的な配慮が求められるようになりました。ヘルプカード、ヘルプマークとともにゆずりあい駐車場の利用制度も広く普及していただいて、みんなが暮らしやすい大和町になることをご祈念申し上げまして、一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。3時15分からの開始とします。

午後3時05分 休 憩

午後3時15分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、本日最後の一般質問をさせていただきたいと思います。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1件目でございます。本町庁舎LED化の予定は、でございます。

本町庁舎の省エネ化やランニングコスト削減のためにも庁舎の照明にLED電球を導入すべきと考え、以下の点をお伺いいたします。

1) 既に町内の防犯灯などLEDへの切りかえをした部分は電気料の削減が見てとれます。庁舎の照明をLEDに切りかえないのはなぜでしょうか。

2) 今後町有施設、学校などのLEDへの切りかえの計画はございますか。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、本庁舎照明のLED化についてのご質問でございます。

まず、防犯灯のLEDへの切りかえにつきましては、平成23年度から宮城県がみやぎ環境税を財源といたしましたみやぎ環境交付金によりまして市町村支援事業を導入いたしましたことから、高所に設置されている防犯灯の修繕経費や電気料等のランニングコスト低減を勘案いたし、メニューの中から照明のLED化を選択いたしましたもの

でございます。町内全域の防犯灯LED化は、平成28年度までに全て完了いたしましたのであります。

庁舎照明のLED化につきましては、庁舎の建設時はLED照明が普及し始めたばかりで、蛍光灯と比較して高額なこともありLED照明の採用には至りませんでした。最近では蛍光管をLEDランプに取りかえるだけの製品も出てまいりましたが、古くなった安定器を残すことにより省エネ効果が薄まることや安定器の経年劣化などを考慮いたしますと、バイパス工事の実施または器具全体の交換が安全性の面からも必要であると思われまふ。したがいまして、庁舎の照明のLED化につきましては、工事費用とランニングコストのバランスを考慮の上判断してまいりたいと考えております。

次に、学校などの町有施設のLED切りかえ計画についてのご質問にお答えいたします。

防犯灯のLED化に引き続き、平成29年度からは、みやぎ環境交付金のメニューの中から公共施設、学校等における二酸化炭素削減対策を選択し、小中学校体育館照明灯改修事業により館内の照明灯を水銀灯からLED照明灯への交換を進めております。平成29年度では吉田小学校講堂のLED化を行い、今年度は宮床小学校、鶴巣小学校、落合小学校の体育館のLED化を行うこととしていまふ。残る小中学校体育館も、みやぎ環境交付金を活用し、LED化による環境配慮型照明への交換を計画的に進めてまいります。

申し上げました施設以外の照明LED化につきましては、平成32年度までに策定が求められていまふ個別施設計画、長寿命化計画策定においでの検討課題と考えております。

以上です。

議長（馬場久雄君）
馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思いまふ。

ただいまご答弁いただいたんですけれども、私がこの質問をするに当たって庁内を少し歩かせていただきました。随分電球が外してあるところがあると思うんですけれども、どのくらいあるかというのを町長ご存じですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
数までは存じ上げません。知りません。

議 長 (馬場久雄君)
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

さすがに数えて歩くということもないと思いますし、あれだと思っただけですけども、3階も2階も1階も、ちょうど職員さんの机とか書棚があるあたりの上の蛍光灯は、全て電球が外してあると私は認識しております。今見たら3階のトイレも3カ所くらい外してある。省エネということだと思っただけですけども。これは、震災後に節電ということで外されたとは伺っているんですが、その認識でよろしいんでしょうね。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

震災後だというふうには私も思っています。太陽光とかああいったことは震災後にいろいろ工夫がされておまして、先ほども言いましたけれども、庁舎をつくる時期は1年ぐらいしか変わらないんですけども、あの段階ではLEDというのはまだできたばかりで、震災後にどんどん技術が進んだり、そのことよっての安定感なり値段が安くなったりという、そこから急激に変わってまいりました。そういうことで、震災前からの切りかえのところでそれで変えたと思います。

議 長 (馬場久雄君)
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

その辺はご理解いただいたのかと思いますけれども。今ご答弁いただいた中で、安定器交換とかバイパス工事が必要だとかご答弁いただいたんですけれども、この中で例えば、少しLED化に向けての検討をなさったりとか、今リースもあると少し伺ったこともあるんですけれども、その辺の検討というのはなされたのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

リースはやってないと思います。ただ、工事関係でLED化をした場合にバイパス工事の場合は幾らかかる、あるいは何カ所あって費用対効果というか、電気代と考えた場合に、ざっと考えたときに一千万円ぐらいの費用が出るということで、そうすると電気代の10年分ぐらいになるんです。ですから、切りかえるタイミングといったものにつきましては、先ほども申しましたけれども、長寿命化といった中で計画的な切りかえ、切りかえても余り効果がないというのももったいない話ですので、そういったことで検討はしております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今、町長から一千万円ぐらいというお話だったんですけれども。今現在、要は蛍光灯を外している部分を除いて例えば工事をして、そうすると恐らくLEDだとワット数下げられるはずなんです。明るさが違うので、今の蛍光灯と違って。その辺も防犯灯で随分私も少し資料を見ましたけれども、ワット数を下げて経済的に電気料が随分、ああ随分下がるんだなと思うぐらい、年間ですけれども、下がるんだなと思いますし。庁舎で言えば、必要だから恐らく蛍光灯がついていると思うんですよ。その部分を今現在電気を外して使っているというのは、省エネをやっていますよというPRにはなるのかもしれませんが、職員さんが例えば夜、夜中まで今、働き方改革であれですけれども、夜やるときにちょっと暗いとか、そういうのはなくなるのではないかなと思うんです。だから、やはり少しでも、例えばちょこっとの場所でもいいのでちょ

っとやってみるといのはどうかかわからないですけども、少し試験的にそういうのを導入してみてどういう効果があるのかというのをやっても、私は別にそれは失敗でも何でもなし、そういうのをやってみる価値はあるのではないかと思うんですけども、町長いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

試験的ということとは1つの方法としてあるんだと思います。先ほども言いましたけれども、1灯交換するのに大体、今バイパス工事とかしたり、本体工事だったりすると月10万円ぐらい安くなると。全体ですね。全体でなんです。ですから、全体で10万円ですので、ここでちょっとというのがなかなか難しい、効果を見るのに。そういったこともあるのかなという気がしますけれども。ただ、どこかの施設全体をやってみるといったことの方法はあるのかとは思いますが。それがどこだったらいいのかということになりますけれども。今、体育館とかあっちで直してしまして、そこでわかればまた、そういうこともあるんですが、そういったこともいろいろ工夫してみてもいいことは方法としてはあると思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

まさにそのとおりで、今答弁をいただいた中では、学校の体育館をLED化ということで、恐らくそこだけ単独で試算はできるかと私も思うんですけども、ぜひ長い目で見れば、ランニングコストと私も質問で出させていただいたんですけども、長い目で見るというのも大事だし、庁舎はずっと使い続けますから。まだ七、八年ぐらいですか。これから40年、50年使いますから、やはり長い目で見たときに、球を今多分職員さんが脚立か何かに上がって取りかえたりしている部分もあるので、そういうのも含めてなるべくそういうことで時間を割かないようにというのと、多分LEDは長く使えますので。私も随分、車関係もやっていますので、かなりLED化が車もさかれていまして長寿命化されている部分もございます。やはりこういうものは少し、こ

こだけで見るとはなくて、もう少し長い部分で見ていただいて、どんどんこれから器具も安くなっていくのかと私も思いますので、日々検討していただいてよりよい方法を考えていただいて、さらにコストを削減していただくのがやはり町の姿勢ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

コストの削減については、当然我々に課せられた義務というわけではないんですけれども、そういったことはしっかりやっていかなければいけないと思っております。おっしゃるとおり、長期的な見方をしなければいけないということですね。ですから、先ほどもちょっと、非常に簡単な例ですが工事費に一千万円、10年分ですということなので、それが費用対効果としてあるのかどうか。あと、この工事と先ほど長寿命化という話をさせてもらいましたが、そういったものとあわせて工事をするコストがどうなのかとか、そういった総合的な判断をして、おっしゃるとおりのしっかりしたコスト低減の意識を持ちながら取り組んでいきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

前向きなご答弁をいただいたところでございます。

2 要旨目の町有施設の件について1点だけ伺いをしたいと思うんですけれども、最後のほうでご答弁いただいた平成32年までに策定が求められている個別施設計画という中で、もし私がこの質問をしなかった場合はLEDの切りかえというのは入っていなかったんですか。それとも入っていましたか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員さんからご質問いただいたから、なお加えますけれども、今LED化というのは、やはり電気としてはそういった方向にありますので、そういったことは意識しながらやっていきたいと思っています。

議長（馬場久雄君）
馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

本当に今世の中、日々こういう省エネとか節電とかかなり進んでいっている状況です。なるべく早目に町も検討してさらに進めてよりよい方向にいてほしいなど。なるべくお金をかけないように、そういう部分ではかけないように進んでいくのがあるべき姿だと思いますので、今後ともぜひ進めていっていただきたい、前向きに検討していただきたいと思ひまして、1件目の質問を終わります。

それでは、2件目の質問をいたします。

国の補助金を活用できているのか。

平成30年度予算の中で地方自治体が活用できる補助金、交付金が各種提示されているようでございます。本町でも対象となり活用できる補助金等もあると考えまして、以下の点をお伺いいたします。

1) 現在、本町で活用している補助を受けている事業とその総額は。また、職員の提案などで採用された案件はあるのか。

2) 例えば、東北運輸局による東北観光復興対策金というのがございますが、本町では都市建設課の扱いになると思います。内容的には観光分野で産業振興課の事案であると考えます。そのような場合、各課でのメニューの共有や話し合いなどは行われているのでしょうか。

議長（馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

国の補助金の活用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本町で活用している補助を受けている事業とその総額につきましては、平成30年度予算書にお示しいたしましたように国庫補助金が2億8,850万9,000円、県補

助金が1億9,028万円でございます。主なものを申し上げますと、国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金が吉岡宮床線橋梁架設事業、高田中央橋でございますが、これに7,700万円、都市再生整備計画事業に7,092万3,000円でございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金が流通平1号線、幕柳大平線の舗装改良工事に7,000万円となっております。県補助金の主なものにつきましては、畜産酪農収益力強化整備等対策事業4,081万9,000円、多面的機能支払交付金事業3,348万5,000円などとなっております。

次に、職員の提案などで採用された案件はあるかについてでございますが、本町の職員提案制度につきましては、大和町職員提案要綱により平成10年度より実施しており、何度か内容改正を経て平成24年度より現在の内容となっております。制度の目的といたしましては、職員の士気の向上と行政運営の能率化に資するとしておりまして、提案内容は本町行政の運営の改善と向上に関し職員の自由な発想による内容として、すぐれた提案につきましては金賞、銀賞、銅賞などにより表彰するものとなっております。これまで143件の提案が職員より提出されており、うち52件が事業実施や事業見直しの形で採用に至っております。

職員提案の内容といたしましては、職場改善の提案が大部分を占めておりまして、事業の提案や補助金の活用等への提案には直接つながるものではありませんが、本町が取り組む事業につきましては、常に事業がどのような補助対象になり得るかどうかを検討するよう担当課等に調査するように指示しており、国の各省庁や県の補助事業など補助率等本町にとって有意な事業が展開できるよう、できる限り補助事業を活用し町費負担の軽減につなげるようにしております。

次に、東北運輸局による東北観光復興対策金についてであります。東北観光復興対策金は、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させインバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化させるため、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取り組みを支援するもので、平成28年4月に新設されたものでございます。

交付の対象は、東北地方の地方公共団体であり、交付を受けるためには東日本大震災からの観光復興の取り組みに関する計画、観光復興対策実施計画を策定することが要件となっております。本件では宮城県が平成28年度に本計画を策定しており、平成28年度から平成30年度までの3カ年の期間において、県が主体となり本事業の趣旨である東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、

インバウンド急増の効果を波及させる自治体において事業を展開しております。

なお、各課等複数にかかわる補助事業に関するメニューにつきましては、政策会議等で事業内容や活用補助メニュー等を協議しており、さらに協議した内容は庁議で報告、協議し、情報の共有化を図っております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

職員さんの提案の件からいきたいんですけども、143件提案が職員さんからあって、このうち52件が事業実施や事業見直しの形で採用に至ったと。非常にいいことだなと思うんですけども、反面、事業の提案や補助金の活用等への提案には直接つながるものではありませんがという、どっちがどっちなんだかわからないようなご答弁だったんですけども。町長が言うのか、職員さんが言うのかわからないんですけども、例えばこういう補助金がありますと。国から提示されてこの事業に使えるんですけども町長どうですかって、職員さんから行くのはなかなか大変でしょうから、課長さんあたりが行くんでしょうけれども、そういう流れというのはあるんですよ。まずそこから伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業をするに当たりましては、こういう事業に取り組む、そのために補助はどういうものがあるかってこれを使って進めるというものは当然あります。私が言った職員提案と申しますのは、職員提案制度というのがあるんですね。その提案制度につきましては、そういった事業の提案とかそういうものではなくて、環境整備とかそういうものの提案制度であるということを申し上げたんです。ですから、そういった事業に取り組むに当たっては、これをやるに当たっては国の社総交を使いますとか、何を使いますというのは当然職員から上がってくるわけでございます。提案制度というのは、こ

っちは別ということでご理解いただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）
わかりました。1点、私がちょっと勘違いしていたのは、職員さんがこういうものを使ってこういうのをやりたいんだと、そういうのを例えば課長とかに言ったときに、ああ、いいんじゃないか、じゃあ、私が町長に伝えて、町長からぼんと、オーケーと言われたらやるという流れが、できているのかどうかというのを今お伺いしたかったんですけれども、そういう流れはあるんですよ。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
通常、年度途中とかではなくて、予算編成の段階で、当然課から新しい事業とか取り組みは出てくるわけです。ですから、個人というよりも課の中の予算編成の中でそういった提案といいますか、そういったものが出てくると。突発的に出てくるということも全くないわけではないと思いますし、そういうことをこっちから言うことも全くないわけではない。例えば、今回のテニスコート、ああいうものなんかは、こういう制度があるということで、こういうのを試してみたらということで私のほうから言ったりもしましたけれども。そういうことで、通常は、当初予算の段階でそういった新しい案件につきましては課のほうから提案があって、制度的にも当然皆さんからそういった補助制度もセットで当然提案があるということになります。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）
町長のお耳にも届いているということで安心をしたわけですがけれども、私はまだこの場に立つようになって2年ちょっとですがけれども、なかなか町長の、何て言うんで

すか、気位が高いと言ったら大変失礼かもしれないですけども、なかなか課長さんたち、職員さんたちが、ああ町長に言ってもだめだべなとか、課長さんたちにもうだめって言われるだろうなとかって思ってやっていないんじゃないかと思うときがあって、今は思いませんよ。そういうことがあって今お伺いをしたわけでございます。やはり空気の風通しをよくしないと、なかなか職員さんたちも、言いづらい空気もあるのかと思います。今聞いて安心しました。

その中で、私もそういう機会があって今回勉強してきて、ああ、国にはこんなに補助金のメニューがあるんだなと。びっくりするぐらい結構メニューがあるんですね。例えば、余り長くなるとあれなんですけれども、何個が説明したいと思うんですけれども、国交省のほうでは踏切や通学路等における交通安全対策の推進とかこういうメニューがあったり。あれ、通学路だと大和町当たるよねみたいなのがあったり。そのほかにも、市町村が行う空き家の活用や除去等の総合的な支援の推進と。いかにも我が町にも当てはまるようなメニューが随分、補助金の割合とか、ひもという言い方がどうなのかわからないんですけども、いろいろついているものもあったり。例えば先ほど私が質問で取り上げた東北運輸局のものなんかは、外国人用の看板がつけられるという、英語の案内看板がつけられるというメニューだったんですよ。それでちょっと取り上げたんですけども。

これは実は東北運輸局のほうだったもので、となると私の趣旨は、ではそれがお話しさせてくるのは都市建設課だと。では、都市建設課から例えば産業振興課にこれは観光の分野だからこういうのがあるから使ってみないかとか、例えばこういうのを使ってこういうのをつくったりしてみないかという、そういうのがあるのかなと。あってほしいなという思いで質問したんですけども。さすがにそういうのは、そこまではやはりないんですか。その辺、町長どのように。もうやっているものだと町長は認識されているのか。それとも、そういうのはなかなかうちの町ではできてないんでないかと思うのか、その辺をお伺いしたいと。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、下位が話しにくい雰囲気があるとすれば、大いに反省をして、気位は高くないんですが、注意したいというふうに思いますけれども。

例えば、先ほどの東北運輸局の補助ですが、当然その流れからいけば県のそちらに行くと、運輸関係ということですが、今回のこれの場合は、運輸局のほうから例えば県の観光課のほうに直に行っています。そういう案内といいますか。あと観光課のほうから直接こちらの産業振興課のほうに来るとか、そういったその中で整理がされて来るケースもありますし、あとはおっしゃるとおりメニューがあって使える、使えないということについての連携が必要な部分もあると思います。

補助制度、おっしゃるとおり、いろんなのがあるんですが、そこにやはりおっしゃるとおりいろんな付録がついてきてそれが難しかったりということもあって、なかなかすばんとはまるのがなかなかない。それを探するのがまた仕事ではあるんですけども。ですから、そういった活用をするには各課の連携というのも必要ですし、あとは例えば県のほうに問い合わせをするとか、国会議員さんのほうにお願いするとか、補助メニューのこういうのがありませんかとか、そういったことも方法としてあるということでございまして、必ずしも東北運輸局だから都市計に来るというのではなく、そっちのほうでも初めからそれに合ったルートになるというケースもあるということでございます。

議長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

そういったケースも確かにあるんだろうとは思いますが、やはり今、大和町は少し税収がよくて自分たちで随分できることも多いんだろうなと思うんですけども、逆に言うと普通交付税、地方交付税、削られてしまって、努力しているのに削られるという、私はちょっと理不尽だなと思うんですけども、その辺は置いておいて。使えるものはどんどん使っていくべきだと思いますよ、私は。その辺はやはり職員さんたちにも使えるものを使おうよと。なるべく自分たちの手出しがないものと。私は言ってもそれは全然恥ずかしいことではないし、むしろ国のほうとしても、私が聞いた感じでは、出先の職員さんたちはぜひ使ってくださいと、でない予算が削られるんですという、これも理不尽だなと思ったんですけども、そういう答えもいただきまして、ではどうすればいいんですかと。何に使えるかわからないんですけども、どうしたらいいんですかと聞いたときに、いや、こういうものをやりたいんだけれども何かないかと聞いてもらおうと、私たちが考えますと言ってくれたんですね。

やはりそういうふうな、一応そういう人もいましたので、ぜひこの町のためになるものであれば、私は使えるものは何ぼでも使ってやっていくべきだと思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、今大和町税収は上がっております。おかげさまで企業の経営状況もよろしい、人口もふえているということで伸びてきておりますけれども、そのとおりこの景気というのは企業さんを中心に伸びている分が大きいものですから、これがいつまでも続くということは考えておりません。したがって、職員には常にこの状態がいつまでもあると思っでは間違いだよということで、補助制度とかそういったものはしっかり活用するというは言っております。決して活用するのが恥ずかしいなどとは思っておりません。当然だというふうに思っておりますので、その辺は利用できるものはしっかり利用していかなければいけないと。あと残せる分残していけばいいだけの話ですので。交付税とかが減ってきておりますけれども、これも要するに、税金が上がってくれば交付税が減るという中ですので、これが当たり前にそういう状況にあるということではなくて、あくまで一過性といったらまずいかもしれませんけれども、今企業さんの経済状況がよろしい状況であるからということですので、それはしっかり肝に銘じて、利用できる国の制度はしっかり利用して、国・県の利用をやっしていかなければいけないというのは皆常に話し合っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

使うということ、全然恥ずかしいことではなりませんし、町長がおっしゃるように、ばんばん使って行ってやっていただければと。本当に町のためになることだったらばんばん使っていいと思います、私は。国も用意しているんですから。こういうのがありますよ、使ってくださいと。私も行政視察等々行かせていただいて、すごく有名になった町とかいっぱいあるんですけれども、そういうのって補助金、何か知らないで

すけれども、すごい持ってくる職員さんがいて、結局、町の財政はそんなによくないんだけど、何か活気があってワーツとなっているというところは、意外と補助金をうまく使っている町も市もたくさんあって、何か大和町、もったいないなど。うちも何かいろいろやれるのになと思いつつながら、他市町村を見ているところでございます。

また、この間の河北にも富谷市さんで旧役場庁舎のところに、これは地方創生拠点整備交付金ですか、これを使って「TOMI+」と言うんですか、これをつくられたということで、うちの町もぜひこういうのを使ってやっていったらなど。まして老朽化している建物もいろいろありながら、そういうところにも使える交付金もあるようですから、今後ぜひ活用、大いに活用していただいて、そして職員さんにも大いにハッパをかけていただいて「使おうよ」という感じでいきませんか、町長。そういう気持ちでいきたいですね。一言、何か。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

我々は、常に補助金とかは全部使っていくつもりでやっているんです。自前でできるということはないんですね。そういうことで、補助制度を使わないと物事動きません、建物をつくるにしたって、道路を直すにしたって。単費でやるだけということでやれるのは、東京とかはまず別なのかもしれませんが、通常の自治体でそういうことはあり得ないということでございますので。税収が上がったにしたって、結局それでずっと賄えていけるわけではないわけですから。ですから、そういったものについては、常にアンテナを張って補助金は絶対使うと。絶対といいますか。そういったものを利用しながら、自分のものをなるべく出さないというようにという中で、よりよい施策とかものづくり、そういったものをやっていくと常に意識しておりますが、なお、そういったことをしっかり意識した中で進めてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

本当にさまざま国でもメニューを用意してございます。そして、今、町長にご答弁いただいたように、課の連携もとれていると。職員さんも提案しやすい状況になっているようでございます。本当にぜひこの町が、今だけよければいいのではないんですね、町は。これからずっと長く続いていきます。その中でいろんなメニューの補助金を使って、例えば、今高齢者がふえている鶴巣、落合、吉田地区、その辺をいかに活性化して、いかに人口をふやして、いかに若い人たちに張りついてもらうかというのを、本当に課題だと思うんですよ。そのためにはやはり町長が今おっしゃったように、補助金なり何なりばんばん使いながら、ばんばんという言葉は、済みません、余りよくないですね。使いながら、活用しながら、頭を本当にひねらないともう出てこないんだと思います。私も一生懸命考えていますけれども、なかなかこれだというのが出てこない。でも、考えなければいけない。やらなければいけない。本当に目の前の大きな課題だと思うんですけれども、今後本当に職員さん、町長、我々も一丸となって大和町がよくなるために頑張っていきたいと私も思います。町長もぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（馬場久雄君）

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあしたの午前10時です。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後3時54分 散 会